

令和6年(2024年)第6回ニセコ町議会定例会

令和6年(2024年)9月13日(金曜日)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 一般質問
- 4 議案第 1号 ニセコ町教育委員会委員の任命について
- 5 議案第 2号 北海道後期高齢者医療広域連合規約変更に関する協議について
- 6 議案第 3号 ニセコ町宿泊税基金条例
- 7 議案第 4号 ニセコ町景観条例の一部を改正する条例
- 8 議案第 5号 令和6年度ニセコ町一般会計補正予算
- 9 議案第 6号 令和6年度ニセコ町簡易水道事業会計補正予算
- 10 議案第 7号 令和6年度ニセコ町公共下水道事業会計補正予算
- 11 議案第 8号 令和6年度ニセコ町一般会計補正予算
- 12 議案第 9号 ニセコ町副町長の選任について
- 13 議員派遣の件について
- 14 閉会中の継続調査の申し出について(議会運営委員会)
- 15 閉会中の継続審査の申し出について(決算特別委員会)

○出席議員(10名)

- | | |
|----------|----------|
| 1番 高瀬浩樹 | 2番 大野幹哉 |
| 3番 高木直良 | 4番 榊原龍弥 |
| 5番 前原孝植 | 6番 小松弘幸 |
| 7番 斉藤うめ子 | 8番 木下裕三 |
| 9番 篠原正男 | 10番 青羽雄士 |

○欠席議員(0名)

○出席説明員

- | | |
|-------|------|
| 町長 | 片山健也 |
| 副町長 | 山本契太 |
| 会計管理者 | 加藤紀孝 |
| 総務課長 | 福村一広 |
| 総務課参事 | 森玲子 |

消防庁舎整備室長	黒	瀧	敏	雄
企画環境課長	桜	井	幸	則
企画環境課参事	阿	南	孝	宏
税務課長	鈴	木	健	
町民生活課長	富	永	匡	
保健福祉課長	重	森	省	宏
農政課長	中	川	博	視
農業委員会事務局長	長	田	陽	介
農政課参事	石	山	智	
国営農地再編推進室長	馬	淵	由	香
商工観光課長	三	上	進	
商工観光課参事	橋	本	啓	二
都市建設課長	石	山	康	行
上下水道課長	佐	々木	一	茂
総務係長	浅	井	理	登
財政係長	片	岡	辰	三
教 育 長	淵	野	伸	隆
総合教育課長	阿	部	信	幸
総合教育課参事	齊	藤	徹	
こども未来課長	三	橋	公	一
学校給食センター長	佐	竹	三	郎
代表監査委員	荒	木	隆	志
農業委員会会長				

○出席事務局職員

事務局長	高	瀬	達	矢
書 記	佐	藤	秀	美

◎開議の宣告

- 議長（青羽雄士君） ただいまの出席議員は10名です。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程はあらかじめ御手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（青羽雄士君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により議長において、1番、高瀬浩樹君、2番、大野幹哉君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

- 議長（青羽雄士君） 日程第2、諸般の報告を行います。
去る9月4日に決算特別委員会が開かれ、正副委員長の互選が行われた結果、決算特別委員長に榊原龍弥君、副委員長に斉藤うめ子君が互選された旨の趣旨報告がありました。
以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

- 議長（青羽雄士君） 日程第3、一般質問を行います。
質問の通告がありますので、順次発言を許します。
6番、小松弘幸君。
○6番（小松弘幸君） おはようございます。どうぞよろしく願いいたします。それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。
今回は、信号機のない横断歩道の安全確保について御質問させていただきます。
町内には信号機のない横断歩道が全部で10か所あり、岩内洞爺線に2か所、ニセコ停車場線に5か所、町道が3か所となっております。自動車と歩行者との交通死亡事故の約7割が道路横断中の事故です。
信号機のない横断歩道での死亡事故は、自動車が横断歩道手前での速度が不十分な場合が多いと言われており、信号機のない横断歩道では、歩行者や自転車がいないことが明らかでない限りは、横断歩道の直前で停止できる速度で進行し、歩行者がいるときは一時停止して道を譲ることが法律で決められたルールです。
しかしながら、町内でも横断歩道を渡ろうとしている歩行者がいても、車やバイクは速度を落とすことなくビュンビュンと走り抜けていく姿が多く見受けられます。歩行者が渡ろうとしているのに車両がどれだけ停止しているのか、ニセコ町としてその実態をどれだけ把握しているのか、また、信

号機のない横断歩道の安全確保に向けてどのような対策を講じているのか伺います。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） おはようございます。本日もよろしく願いいたします。

それでは、ただいまの小松議員の御質問にお答えいたします。

「道路交通法第38条で、車両等は横断歩道または自動車横断帯に接近する場合には、横断しようとする歩行者等がないことが明らかな場合を除き、停止することができるような速度で進行しなければならない。横断しようとする歩行者等があるときは、当該横断歩道等の直前で一時停止し、かつ、その通行を妨げないようにしなければならない」と規定されています。ニセコ町での信号機のない横断歩道での車両の一時停止状況は正確には把握しておりませんが、一時停止をする車両はあまり多くはない状況ではないかと推察をしております。ニセコ町内での過去10年間の歩行者と自動車の交通事故で、横断歩道での交通事故は発生していない状況となっておりますが、通行帯での事故は8件、また自転車との事故では交差点で2件、歩道近くで1点となっております。

全国での自動車と歩行者との交通死亡事故の約7割が道路横断中の事故であり、信号機のない横断歩道での死亡事故は、議員御指摘のとおり自動車の横断歩道手前での減速が不十分なものが多い状況となっております。また、その一方で歩行者の横断中の死亡事故の約7割は横断歩道以外で発生しており、2車線の幅広い道路での無理な横断など、歩行者による法令違反も見られるところでございます。こうした事故を予防するため、ドライバーに対して減速義務や歩行者優先義務を再認識していただくとともに、歩行者に対しても横断歩道の利用等の交通ルールの遵守を促す必要があると思っております。

本町の状況では交通安全運動期間や交通安全の日に、信号のない横断歩道での交通指導員の皆様による朝の街頭指導や帰宅時間帯にパトライト作戦での注意喚起を行い、町民センター前には横断歩道の利用を促す看板の設置をして、歩行者と運転者と双方の遵法意識の高揚を図っているところでございます。

また、歩行者は手を挙げるなどの合図をして横断する意思を伝え、ドライバーは横断歩道手前で停止して「お先にどうぞ」との手で合図をするなどなどお互いの意思疎通を図るために、北海道警察が現在全道で推進している「ハンドサインでストップ運動」の広報啓発活動を町としても推進してまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 小松弘幸君。

○6番（小松弘幸君） 日本自動車連盟JAFが令和5年8月から9月にかけて、各都道府県2か所ずつ信号機が設置されていない横断歩道で実施した調査によると、歩行者が渡ろうとしている場面で一時停止した車は7,087台のうち3,193台で45.1%となっております。停まる割合は年々上昇しているとはいえ、半数以上の車がノンストップなのが実態です。一位は長野県で一時停止率が84.4%、調査開始の2016年から8年連続で全国1位となっております。北海道は29.0%という驚くべき低さで、全国42位でした。

またJAFは、歩行者がいるにもかかわらず、なぜ一時停止しない、あるいはできないかの理由のアンケートを実施したところ、後続から車が来ていないので自車が通り過ぎれば渡れると思うから、

横断歩道に歩行者がいても渡るかどうか分からない、一時停止した際に後続車から追突されそうになるから、最も高い割合なのが自車が停止しても対向車が停止せず危ないからという理由になっております。これらの結果からも、多くのドライバーが歩行者優先のルールや横断歩道直前で一時停止、あるいは徐行の義務の認識が曖昧になっているようです。

信号機のない横断歩道の手前には、ダイヤ型のマークの「横断歩道あり」「注意」という路面標示や道路標識が設置されており、町内で交通量の多い道路では白線が摩耗して薄くて見えない。ダイヤマークや停止線、そして横断歩道もあちこちありました。このたび8月下旬から補修作業が進められていますが、交通事故を防止するためにも8、9割が消えてしまって見えなくなっただけの工事ではなく、早期補修や要請を行うべきと考えますが、これについて伺います。

○議長（青羽雄士君） 富永町民生活課長。

○町民生活課長（富永匡君） 小松議員の再質問にお答えをいたします。

白線の補修につきましては、町道であっても町のほうで補修をすることができませんので、ここにつきましては早急に警察のほうに要請をして、薄いところですか、消えかけてるところ、また、白線だけでなく看板・道路標識もちょっと薄かったり曲がっているものもあるので、それについてもピックアップをいたしまして早急に要請をしたいと思っております。以上です。

○議長（青羽雄士君） 小松弘幸君。

○6番（小松弘幸君） 渡らずに時間がかかってしまう高齢者や幼い子どもたちが、少しでも安心して横断歩道を渡れるような方策を考えなければなりません。そこで最近横断歩道を目立たせるために、白線の間を緑や赤で舗装することが全国各地で行われております。道路が浮き出て見えるトリックアート、いわゆるだまし絵を横断歩道に活用し、目の錯覚を利用して車のスピードを抑えようというもので、これは海外でも採用されており、横断歩道を目指させるためのアプローチと言えるでしょう。立体物と見せかける対策は、見慣れてしまうと効果は減少すると考えられますが、見慣れてしまってもその場所はほかよりも減速が必要な場所であるというメッセージをドライバーに伝えることができます。ダイヤマークの白線を黄色にして目立つように注意喚起を促すとか、ニセコ町でもこれらを採用すべきと考えますが、これについて伺います。

○議長（青羽雄士君） 富永課長。

○町民生活課長（富永匡君） それでは小松議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

横断歩道ですとか自転車横断帯、ダイヤマークですね、その色につきましては法律のほうで白と定められております。白以外の部分につきましては法定外標識ということで、道路管理者が様々な色を塗ることができることになっております。

今後、道路管理者や警察等へ、横断歩道やダイヤマークに対して十分に効果が発揮できるかどうか、場所ですとかどのような色にするかとか含めまして、十分に協議をして進めてまいりたいと思いません。以上です。

○議長（青羽雄士君） 次に、3番、高木直良君。

○3番（高木直良君） 通告に従いまして、順次質問させていただきます。

最初に、後志自動車道事業化に伴う対応について。

去る7月12日、北海道開発局小樽開発建設部による蘭越倶知安道路（ニセコ～倶知安）の道路計画説明会が行われました。これは本年4月1日にこの区間が事業化されたことによるもので、今後長期にわたる事業の第一歩でありますけれども、これによる地元住民の生活や環境、地域の事業活動、まちづくりに大きな影響が予測されます。この事業に関して、以下お尋ねしたいと思います。

(1) およそのルートや道路構造が図面で示されましたが、ルート上の土地利用者・近隣事業者・住民、環境への影響について、どのような想定をしているのでしょうか。

(2) 町はこの道路及びインターチェンジ構築事業による道の駅の移設・新築や周辺土地利用の変化に伴うまちづくりの構想や必要な対策を早期に準備すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） それでは、高木議員の御質問にお答えいたします。

1点目の高速道路のルート上の影響についてでございますが、環境に関しましては現状での想定事業エリアにおいて、小樽開発建設部が令和2年度から4年間にわたり環境調査を行っており、その結果については特に問題がない旨を公表しているところでございます。また、住民等への影響につきましては、現状では詳細にルートが決定されているものではなく、今後において地盤調査など、事業化に向けての計画の具体化がある程度図られた段階で、課題や影響などの協議がなされるものと考えております。

2点目の道の駅やまちづくりの構想などへの対策については早期に準備すべきとの御指摘でございますが、道の駅ニセコビュープラザにつきましてはニセコインターチェンジと密に関わるものであり、国との深い連携の中で極力国の支援を受けて進めてまいりたいと考えているところでございます。

このようなことから、自動車ルートやニセコインターチェンジとの整合性を持って進めていきたいと考えておりますので、場所などを含めて具体的な計画は北海道横断自動車道事業の進捗状況を見たいと考えております。今後とも事業主体の北海道開発局との情報共有に鋭意努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

また、御質問の中にあります「早期に準備が必要では」ということにつきましては、手戻りなどのリスク軽減の観点から、国の事業との整合性を図りつつ推進してまいりたいと考えておりますので、よろしく御協力をお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 私の個人的な経験ですが、かつて自分の住んでいる地域で近くに大きなバイパスができるという構想があったときに、住民の1人として運動したことがございます。そこで強く感じましたのは、先ほど町長は詳細が見えてきて順次整合性をとってというお話ですけれども、経験から言いますと、住民なり自治体、地元自治体ですね、こういうところが何かしらの運動というか要望とか動きをしない限りは、事業主体、事業者側はどんどん進めてしまいます。一般的な常識として考えれば地域を通過するわけですから、いろんな影響が出るということで調査もするわけですが、その結果の発表に対しての説明とかいろいろ協議してしかるべきですけども、実際は一方的に進めていきます。ですから、タイミングを失うと事業の中身はどんどん固まっていっちゃうんですね。

一旦その事業の詳細を事業者が発表すると、これなかなか変えてくれないですよ。もうこれは私の20年近くの運動の定点です。

そういうことから申しまして、やはりこの問題につきましても詳細ではないにしても図面は発表されてます。2500分の1におよそのルートは書かれてるんですね。あるいは橋梁のマークがついていたり、インターチェンジはハーフインターというマークがついています。ですから、こういうことと今まで分かっている地形の状況などを町として独自に想定する、どういう影響が生まれるだろうかという想定を早くして、地元の住民の方も一緒になって要望をまとめていく。先へ先へと動くということが大事だと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 公表されているものについては本当に素案段階で、具体的にそこを必ず通るといえるものではないというふうに理解をしておりますので、計画の熟度に合わせて我々の対応をできるだけしたいと。我々これまで一貫して計画構想段階からできるだけ情報を頂きたいと。確定とか決定してからでは全く意見ですとかお願いとかできない状況でありますので、本当の素案段階からできるだけ情報を出していただきたいというお願いをしております、それで今回本当の素案段階で出てきたものと理解をしておりますので、今後もう少し熟度が上がる段階でいろんな調整が可能であればしていきたいと考えております。

特にニセコ町の場合は、ビュープラザ自体が重点道の駅と防災道の駅に国から指定されておまして、国の位置づけとしても大変重要な道の駅であります。今回もニセコ道の駅に向かってインターをつるといいますか、高速道路を持って来ていただけるというふうに聞いておりますので、その辺で高速道路も利用でき、あるいは一般道のほうからも利用できる、将来的なそういう道の駅が構想できればいいなと考えておりますので、開発局の動きの状況を見ながらまた協議をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 先ほど繰り返し申し上げたのは、詳細が出てからでは遅いという趣旨で申し上げております。素案の図面と言いながらですね、見てみると66号との交差点、ビュープラザの交差点部分までは5号線の北側です。しかし、その交差点から先は逆なんですね。5号線より南、つまり今のガソリンスタンドや今計画されてるK I Uでしたっけ、今計画されている国際スクール、このエリアに大きな楕円形の囲みがあって、そこがインターチェンジと想定される図面です。これってものすごく大きなインパクトではないでしょうか。

私が思いますのは、詳細が見えてきてからでは遅いということ为先ほどから言っておりますけれども、できれば私は今の段階から町と関係する住民、素案と言いながらも大体そこを通るっていうのは見えてるわけです。そこに住んでる方は大体ここを通るんだと。あるいは宮山との関係なども含めてですね、大きな変化が起こる可能性があるのは見えてるわけです。

ですから、そういったようなことも含めて早くから想定をして、どういう影響があるかっていうのは見えてくるわけですから、ぜひ町が主導して住民の皆さんと一緒に対策協議会というような組織をぜひ立ち上げていただきたいと思います。そういう中で想定される、確かに固定的にはこれから出

てくるわけですがけれども、いつでもそういうケースに対応できるような対応をあらかじめしておくということをぜひ考えていただきたい。そのための対策協議会を設置していただくということをお願いしたいと思いますが、これについてどうお考えですか。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 現状で道の駅の駐車場は大変狭い状況にありまして、現状の道の駅で妥当かどうかというのとは相当検討していかなければならないということになっています。先ほど申し上げたとおり、ニセコの道の駅自体が国の指定を受けている大変重要な道の駅という位置づけを開発局のほうでもしていただいています。今後道の駅自体の駐車場を含めた、エリアをどうするかという議論は当然大きな課題になってきますし、そういったものを開発・国に要望として今後とも上げていきたいと考えています。

ただ、今回本当をお願いをして早い段階での草案的なものを出していただいたという状況でありますし、国道5号の別線として整備するということでもありますので、いわゆる高速道路で料金を取ってというものではありません。余市から黒松内、特に今回決まった倶知安ニセコ間においては国道5号の別線として整備するということの国の審議会の決定を受けておりますので、これは国道5号との関連も含めて、また開発局の意向も聞きながら調整をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（青羽雄士君） 次の質問に移ってください。

○3番（高木直良君） 続きまして、2問目の質問です。

ニセコ町の地域通貨について。

町長は今年度の町政執行方針において「綺羅カード会が実施する子育て支援事業への補助を継続し、町内でのコミュニティの醸成と消費の拡大に努めます。あわせて、地域経済を循環させる核の一つとして“地域通貨の利活用の拡大”を進めます」と述べています。

また、昨年度、令和5年度の執行方針では「ふるさと納税が地域の経済活性化に結びつくよう“e旅納税”や新共感地域通貨“NISEKO eumo”との早期の連携、運用が可能となるよう、その取組の支援を行います」と述べています。以下お尋ねいたします。

(1) 昨年度、令和5年度の「新共感地域通貨“NISEKO eumo”との早期の連携、運用が可能となるよう、その取組の支援を行う」と、今年度の「地域経済を循環させる核の一つとして“地域通貨の利活用の拡大”とはどのような違いがあるのか、お尋ねいたします。

(2) 綺羅カード会は先月から「子育て支援事業」として電子マネー「きらペイ」2,000円分を進呈する事業を推進しています。私は「地域通貨の利活用の拡大」とは「綺羅カード」の電子通貨としての機能を拡充することに町が支援することであると考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

1点目の町政執行方針での昨年と今年の述べたものの違いについてということではありますが、その中身については全く同じことを言っていると考えております。内容に違いはございません。地域通貨導入の目的は地域内通貨を発行することにより、地域内での経済を循環し、域外への資金の流出を抑

え、地域内経済の活性化が図られるという考え方でございます。

2点目の「地域通貨利活用の拡大」は「綺羅カードの機能拡充」と捉えてよいかという質問であります。「綺羅カード」は本町の商店を基軸とした商店街振興に大変大きな役割を持っているものがあります。現在加盟店は44店舗と聞いておりますが、この綺羅カードについてはこれまでまちづくりに大変大きな貢献をされていた既存の商店などの振興に極めて重要な役割を担ってきたわけですので、継続支援はもとより、今後さらに支援を強化していきたいと考えております。

一方で町内では「e旅納税」において「NISEKO eumo」が地域通貨としての利用が可能であり、スキー場やホテルなど全町的な地域通貨においては「e旅納税」の拡充を基本として地域通貨を進めてまいりたいと考えております。これによって、各拠点におけるデジタル化と地域通貨の推進ということが図られていくのではないかと考えているところでありますので、今後とも御理解、御支援をよろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 先ほどのお答えで去年と今年の執行方針に違いはないということが確認できました。そこでお尋ねしたいのですが、今進められているe旅納税はあくまでもふるさと納税の一環です。ふるさと納税されたことに対する返礼品としてeumoが働いてNISEKO eumoを3か月以内に使ってください、この地域で使ってくださいと。そういう意味で言いますと、一般のふるさと納税とは確かに違います。この地で時限的に使ってもらおうと。残りについては、地元の子どもの未来のために使えるようにしたいという構想が盛り込まれてるという点で、一般のふるさと納税とは確かに違います。

しかし、これはあくまでもふるさと納税の一環として、外部からニセコに訪れてくれた方がこの地域で消費してもらって地域経済に役立つ、そういう役割であると考えます。そのこととですね、広く町民一般がこの地域の加盟店でお金を使う、買物をするという役割の地域通貨とは異なるわけです。あくまでもe旅納税は限定されたふるさと納税の一環です。ですから、その違いを全く何か同じ地域通貨として拡大できるかのような発想は、私は違うんじゃないかというふうに考えます。

現在綺羅カードは買物でポイントが貯まるわけですから、消費者にとっては価格を下げて購入できると。それが動機になって地元で買物をする、そういう役割です。しかし、先ほど言いましたけども、私もびっくりしたんですけども、それに加えて電子通貨をここに加えることができるんだということが分かりました。それは子どものいる家庭にプッシュ型で2,000円入れたわけですね。手続なしでやっています。そういう意味で言いますと、これからこの機能を拡大して電子通貨として、まさに町長が今言ったような形で地元で使ってもらおう、買物を促進させる、そういう効果を持つというふうに考えます。

改めてお聞きしたいのは、このe旅納税で、町に対してふるさと納税として数年間でいくら入ってきたのか、結果として使われないポイントがどのくらいあって、これが子どもたちにどのように使われたのか、その把握をもししてましたらお聞きしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） まず整理としてですね、綺羅カード自体は地域の皆さんが商店を守る、商店

を中心とした活性化のために、本当にこれまで努力をされて自らポイントも出しながらいろんなイベントをやり、ニセコ町は一時は過疎でしたが、大変人口減少の中でも商店の皆さんがこれだけ残ってきたというのは綺羅カード会の役割は大変大きいのではないかと考えています。綺羅カード会の皆さんの御努力によって、今綺羅カードに対する信頼も大きくなっています。私はこのコアにある綺羅カードはしっかり商店振興として残すべきだというふうに考えています。例えば商店がパンデミックか何か大変なときに、その地域のこれまで入ってきた既存の商店を中心として応援したいというときは、綺羅カードに重点投資をすると地域のいわゆる商店街、主には町なかですので、そういうところで消費がされていくというふうに考えています。

一方で地域通貨というのは、町全体でスキー場、あるいは大型ホテルも含めて全部で使える、その地域で循環するシステムとして使いたいと思っています。もし綺羅カードを全町に広げて、今44店舗が例えば200店舗近く、ペンションとか入れればなると思いますが、そういうふうにしちゃうと商店振興で商店が今大変だということで、主にこの市街地を中心としたほうに重点投資をして応援したいときに200数十店舗もし入っていれば、全体的には薄くなっていて、そこを意図して投資はできないわけでありまして。そこはこれまで本当にニセコ町を支えてきた、そのコアの部分もしっかり応援したい、これまでどおり、あるいはこれまで以上にやっていきたい。

地域通貨は地域循環型で外にお金を出さない仕組みでありますので、私たちが今考えているのは東京に会社があって、そこに手数料を払うのではなくて、地元でお金が回る、地元で運営ができる、そういう地域通貨をつくりたいということでありまして。ふるさと納税はふるさと納税として電子的な組替えができます。私は地元の住民なのでふるさと納税の仕組みに入っていけない仕組みになっていますが、それは電子的に全部整理ができるので、地域の全体のDX化を推進するという意味では、きちっと綺羅カードを応援するということがいいのではないかと考えているところであります。広げることによって、かえって商店振興とか重点的な応援がしづらくなるということは、戦略としていかなものかなと考えているところであります。

なお詳細の寄附額等につきましては、担当のほうから御報告申し上げます。

○議長（青羽雄士君） 桜井課長。

○企画環境課長（桜井幸則君） ただいまの高木議員の御質問の入ってきた寄附額についてですけれども、約400万円、件数にすると126件ということでございます。それと子どもに使った分っていう御質問もあったかと思うんですけども、すいません今手元にないもので、一旦確認してきてもよろしいでしょうか。ちょっとお時間をいただきたいのですが。

○議長（青羽雄士君） 暫時休憩をとります。

休憩 午前 10時30分
再開 午後 10時37分

○議長（青羽雄士君） それでは、会議を再開いたします。
桜井課長。

○企画環境課長（桜井幸則君） すみません、お待たせいたしました。

電話で確認させていただいた内容でございますが、子どものために使った金額というのが5万3,320円。これの中身についてですけれども、集中力が増す眼鏡と高校の進学の際に定期演奏をやっている学校を視察したいということの旅費に使ったということの内訳になっているということでした。以上です。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 私自身がeumoさんのホームページから試算しますと、約2年半ぐらいですけども、先ほど800万って言ったのは売上げ、つまり返礼品として出てきたポイントについての買物売上げが800万ぐらいです。町に対する寄附額は私の試算ですと約3,000万ぐらいということで、それなりの金額になっています。それで、期限切れになったものを子どもたちへ使いますって今回回答があったのは確かに5万3,000円ぐらいで、2つの品目で使っていると。子どもたちに使いますとって貯まっている金額の残額は約40万円あると。これはホームページで見ますと大体分かります。そういう状況であるということで、ふるさと納税としての一定の役割は、私は果たしていると思います。

そこで、先ほど町長の答弁された「綺羅カードはあくまでも商店振興であって、町全体の振興とはまた違う内容であるので、別の地域通貨が必要ではないか」という御答弁だったと思います。しかし、先ほどから言っておりますように、いわゆるポイントを貯める綺羅カードだと私も思っていましたけれども、電子通貨きらペイの役割、機能があるんだということが分かったわけです。今後例えばギフトとか宿泊関係者に対する対応についても、この機能を使って拡大していくということが構造的には可能なんだということが分かったんですね。ですから、先ほど地域通貨の役割ということで、外にできるだけお金を回さない、地域循環を図ると言うときに、町の役割はこの綺羅カードにある電子通貨の機能を広げていくのを後押しをするというところに力を入れてはどうかというのが私の思いなんです。

そういう意味で発言しておりますので、先ほどの回答とは噛み合わないところがありますが、それでもなおかつ別の事業者がやる地域通貨が必要だということは、どうしても理解できないところがございます。電子通貨としての綺羅カードを拡大していくということについてのお考えを改めて質問いたします。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 綺羅カード会においては5倍セールをやったり、これまでいろんな御努力されてきているんです。それを例えばスキー場が入ります、ホテルも入りますとなったら、みんなでそういうことを継続できるでしょうか。私はそれは逆で、例えば今回子どもたちに2,000円、綺羅ペイを配っていただきました。これも来年においては相当強化していきたいと考えています。しかし、例えば5倍セールやる、10倍セールやる、こういうキャンペーンをやる、それを全町でするときに、全員の合意形成の中で運営するというのは極めて難しいのではないかと。そこに重点投資をするということは、我々が意図して商店振興したいときにできなくなってきました。そこはこれまでの歴史ある綺羅カード会は大事にして、さらに商店振興として私は残すほうがさらに価値があると思っています。やっぱり応援が薄くなっていくと、商店振興自体も薄くなるので、全体に広がっちゃうと厳し

いだらうなというような率直な意見です。

例えば冬シーズンになれば、当然皆さんスキー場のシーズン券買ったり、そういうところにお金ってきつと行くのではないかと。そういう面は、やっぱり将来の二重価格を入れるためにこの地域通貨ってものすごく役割が大きいのと思ってます。今オーバーツーリズムに関する世界では、住民とかそういう方について2割3割安くするっていうことは普通に行われています。スキー場、レストラン、綺羅乃湯、にこっとバス、タクシー、こういったものには将来的な二重価格を入れて、町民の皆さんは安く利用できる、観光客で遠くから来た方についてはそれなりの御負担をいただくということの二重価格制度が世界で当たり前ですし、日本でも今そういうことの実践が多くなってきています。そこは分けて進めるほうがはるかに効率的で、地域循環型社会に資すると私は考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（青羽雄士君） 次の質問に移ってください。

○3番（高木直良君） バス転換の方針を改め、山線存続に向け合意形成を。

8月28日、昨年5月以来約1年3か月ぶりに「北海道新幹線並行在来線対策協議会後志ブロック会議」が後志総合振興局で開かれ、道は長万部～小樽間を9区間に分けて、代替バス本数を初めて提示しました。ブロック会議に「初めて出席した中央バス、ニセコバス、道南バスは、いずれも運転士不足の窮状を訴えるとともに、道提案の代替本数は一様に困難との姿勢を示した」と報じられております。そこでお尋ねします。

(1) 出席した沿線首長たちは「バス会社の厳しい姿勢を受け発言した」と報じられておりますけれども、町長はその場でどのような発言をされたのでしょうか。

(2) これまでの道やバス会社の姿勢や発言、バス運転士不足、バス路線の廃止・縮小の現状から、山線の廃止・バス転換の方針を撤回して、山線存続に向けた沿線首長の合意形成を図る努力をすべきではないでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの御質問にお答えいたします。

1点目の8月25日に行われた「北海道新幹線並行在来線対策協議会第17回後志ブロック会議」では、バス事業者の方々から「運転士の不足」などの現状についての報告がありました。また、沿線区長からは解決しなければならない課題について、多くの意見が出されていたところでございます。その中で私は、一つは既存の乗客数で路線やダイヤの検討がこれまでなされていることから、「全国では既に多くの新幹線が開業しており、それらで開業における乗客の変動もあることから、これらを加味して実現可能なバス路線と運行ダイヤを作成し、理想との乖離が埋まるかどうかを勘案して、より実現可能な形での議論を進めるべきではないか」という意見を申し上げさせていただきました。また二つ目は、これまでの会議の中で早期にバス転換を図るべきとの意見もあったことから、「これらを踏まえて、今般新幹線の開業が延びたことにより、並行在来線の廃止及びバス転換の時期も開業に合わせて延びるものと理解してよいか」という確認の質問をさせていただいたところでございます。一つ目につきましては、事務局を担っている北海道の責任者から「意見も踏まえて検討したい」とのことで、二つ目については「当初の合意にあるように、開業に合わせて延びるものである」との回答を

得たところでございます。

次に、2点目の「山線存続に向けた合意形成を図る必要があるのではないか」との御質問につきましては、現在のバス事業者が抱える運転士不足などの課題が、山線存続への変更という理解にはなりにくいのではないかと考えております。小樽～長万部間の維持経費が年間24億円の赤字という現状から、沿線での負担は現実的ではないとの判断がなされ、バス転換やむなしとの結論に至った経緯もこれまで御説明させていただいてきたとおりでございます。鉄道の維持に関して抜本的に国の方針が変わらない限り難しいものと考えておりますので、御理解をよろしくをお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 会議の様態については議事録もあります。それを端的に報道が伝えております。余市町の齊藤啓輔町長は「道の案は、バス会社の意見を踏まえると成立しないことが分かった」と強調したと。また、蘭越町の金秀行町長も「相当詰めていかないとできない」とし、小樽市の迫俊哉市長は「持続性のある交通体系をどうやって構築していけるかが大きなテーマだ」と意見を述べたと報じられております。バス転換を白紙に戻すという意見は出なかったものの、各市町村長の発言からは代替バスの運行を要請するだけではバス転換は実現しそうにないとの考えが深くにじんだと報じられております。

先ほど町長の答弁では赤字の問題をまた述べたわけですが、国の政策が変わらない限りということもお話に出ました。そこで改めてお尋ねしたいんですけれども、沿線首長として全体がまとまってですね、山線の存続ということを強く確認して、そのあと道や国に対して、これに関する町の負担はできる状況にないということ踏まえて、道や国に対して働きかけていくと。やっぱり国にとって、過疎がどんどん進んでいく、人口減少が進んでいく中での地域の交通、とりわけ鉄道というのは大事だという観点から、上下分離方式も含めて改めて働きかける、その必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 残せるものは残したいということで、これまで黒松内・蘭越含めて首長が集まりJRの要請活動を行いました。また、国交省の鉄道局長にも会いに行き、上下分離も含めて可能性についてお願いをしてまいりました。これまで新幹線についてはほかの過去のこれまでの自治体全て同じ方式でやってるので、北海道あるいは函館山線だけ特別扱いは一切できない、そういうことは考えられないという回答を得て、やむなしということで皆さんで決断をしてバス転換というふうにしていただいております。

ただ、現状で今乗ってる人たちがそのまま移行した場合にどうなるかっていうことで、ずっとバスの路線だとか回数ですね、こういったものをやってきましたけど、新幹線に移行すると新幹線に乗り換える皆さんだったくさんおられるわけでありまして、それらのことをしっかり検証してもう1回見直すべきでないかというのが私が申し上げた趣旨であります。

そういった検証する中で、高木議員がおっしゃるようなそもそも論としてどうなのかということが将来あり得るかもしれませんが、今現状ではバス会社も入っていただいて、あるいは新幹線の機構の皆さんも入っていただいて検討している中で、さらに熟度を高める努力をするということが現実

的な課題対応ではないかと考えておりますので、次回の会議においてもできるだけ熟度を上げるよう努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） ただいま熟度を上げることが度々出てきました。これは言葉として都合のいい言葉だというふうに私は感じました。改めて出席のバス会社3社の方がどのように言ってるかという、非常に縮めて言いますと、まず北海道中央バスの事業部長が言ってるのは「乗務員不足が深刻で現行路線を維持してだけでも難しい。現在でも生活路線の維持をしていくだけの人手と車両の確保すら難しいというのが今現在の状況である」というふうに発言しております。また、ニセコバスの総務部長さんは「弊社につきましても、今の路線をどう維持していくのか、これに絶えず頭を悩ましてる状況でございます」ということを言っています。道南バスの輸送安全部長さんは「倶知安事業所では離職が進み、近隣の営業所が兼務で何とかやりくりしている。応募者による採用も行っておりますけれども労働条件を改善したとしてもなかなか応募が見られない状況」というような発言が記録されております。こういうことの発言があった上でも、まだ熟度を増していくということが可能ですか。バス転換を本当にどんどん議論していけば進むというふうにお考えなんでしょうか。私は全くそれは見えません。度々報道されているように、札幌市内においてもバスの路線を縮小しているという状況です。そういう中であって、私はバス転換をこれ以上議論してもですね、道が言うようなことにはならないというふうに思っています。記録の中には、道の担当者が「シーズンによるインバウンドの需要がすごく増えていて大変な状況」とこれを認識しているような発言もありました。

そういった状況から見て、鉄路、山線の今後の活用、今貨物が不祥事で止まったりしてはますけれども、貨物列車を通すということも、これは町長も今まで度々貨車の大きさが違ってきているのでできないというお話でしたけれども、可能性はあるという知識者の声も聞いております。そういうことも含めて、あらゆる可能性、山線を生かしていくということで、ぜひバス転換のこの間の決定については見直しをして、存続の方向へ首長皆さんで議論していただきたいと思っておりますけれども、改めていかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 私たちは何としてもやりたいと言ってバス路線にしたわけではありません。先ほど申し上げたとおり、24億円もの赤字をどうやって出せるのかということで、当初はJRにもお願いして特別列車1輛4億、12億集まって、そういうものをクラウドファンディングで集めて、何とかそういう収益できないとか、いろんなことは首長同士で集まって検討もしました。しかし、この24億に及ぶ赤字、まして鉄路自体の人員の確保を含めて管理をJRがやるかっていうとやらないという前提で進んでいるので、そのときにやっぱり無理だよ、残念だけどやむを得ないよねという、本当に苦渋の決断でバス転換ということになったわけでありまして。

理想としてはね、高木議員おっしゃるとおりよく分かりますけど、具体論でそれを国が持つとか、道は一切やらないことをはっきり言われておりますので、上下分離といっても下を誰が持つのかということとは相当難しい議論だと思います。これが本当にバスも全くできないということであれば、

いろいろな考え出ると思います。例えば長野県は県外から来たバスの運転手さんへ100万円出しますと募集してます。北海道自体では、バスの運転士さんの待遇を含めて大きく上げる決断をして公共で応援してるかっていうとしてないんですよ。そういう意見も今回出たんです。バスの運転手確保に対して、もうちょっと道やいろんなところが応援すべきじゃないかというような意見も出されました。そういった努力をした上で、なおかつ本当に足が確保できなくなれば、また別な考えが生まれるかもしれませんが、今は皆さんで合意形成としてバスに転換するということにしたので、その運転手確保をどうやったら本当に確保できるのかということも含めて議論をしていくことが、真摯な対応ではないかと思っております。当面そのことに配慮してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 次に、7番、斉藤うめ子君。

○7番（斉藤うめ子君） 緑の党グリーンズジャパンの斉藤うめ子です。通告に従いまして、2件質問させていただきます。

最初に、御存じのように、災害列島日本と言われるように、日本全国どこでも大小様々な災害が発生する可能性があります。ニセコはこれまで大きな災害は発生してきませんでしたものの、これからどんな災害に見舞われるか予想できません。そこで、本題の質問に入っております。

ニセコ町防災会議委員に女性がいないのはなぜか伺います。

内閣府は第5次男女共同参画基本計画において、地方防災会議において女性委員の割合について2025年までに30%以上となるように取り組むこととしています。なぜなら、被災地にこそ災害対応力を強化するために、女性の視点が反映される必要が指摘されているからです。

ニセコ町まちづくり基本条例第31条第2項に、委員の構成に当たっては一方の性に偏らないように配慮するものとあります。防災会議委員に女性の占める割合がゼロの現状をどのように受け止めているのか、町長に伺います。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの斉藤議員の御質問にお答えをいたします。

ニセコ町防災会議は昭和37年、1962年にこの条例を設置して以来、2年を任期として委員を選任し、必要に応じて会議を開催してきたところでございます。現在の条例では、規定の1号で北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者1人、2号として町長が部内の職員のうちから指名する者3人、3号として教育長、4号として消防団長、5号として指定公共機関または指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者3人、6号としてその他町長が必要とする者2人以内というこの規定になっておりまして、令和6年4月に新たに委員を選任し、条例で11人中、現在11人の皆さんに委嘱をさせていただいたところでございます。

この委員は基本的に災害発生時にスムーズに連絡調整を行うため、国の職員、北海道の職員、町職員、警察・消防、それからバス会社、建設業協会などから選任をしておりますが、議員御指摘の被災地こそ災害対応能力を強化するために女性の視点が重要ということについては、そのように大変重要なことと考えております。

現在はそれぞれの決められた役職に応じて、災害対応への連絡調整を重視した委員構成となっております。その結果、男性が占める状況となっております。今後女性委員の委嘱ができるよう改正の作業を進め、間に合えば町議会 12 月定例会において定数の変更の条例改正の提案をさせていただいて、調整枠の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（青羽雄士君） 齊藤議員。

○7 番（齊藤うめ子君） 町長から改正を予定しているというお話を伺いました。ただ、現在ですね、町長おっしゃったように昭和 58 年から 2 年ごと改正してきて、そしてここにニセコ町の防災会議条例というのがありますけれども、この条例を見てますとね、男性しかねれないような内容になってます。それでですね、再質問させていただきます。

現在ですね、北海道は災害対策に関わる女性の割合の少なさは 5.1%と全国都道府県で最下位です。女性の参画が急務となっています。そこでですね、まず、道内では根室市での事例ですけれども、これ最近の新聞に出てた事例なんですけれども、北海道新聞の 7 月 7 日に被災地に乏しい女性の目線という見出しで紹介されていました。根室市は昨年まで委員 23 人中女性は 1 人だけでした。ところが今年 6 月に、地震や津波に備えるために女性の視点を入れることが必要であるとして、防災員の 23 人から 36 人、女性はその中で 1 人から 16 人、その割合は 44.4%に大幅に採用しました。具体的に何をしたのか、その事例としては、根室市ではですね、女性防災委員を募集しますというチラシを配布したんですね、公募したんです。

ここにですね、地方防災会議における女性委員の積極的な登用についてという、内閣府がもうこれホームページに公開してるんですけれども、この中にですね、これできたのは平成 2 年で 2020 年なんですけれども、確認決定されたもんだとこの中で女性委員を積極的に登用している地方自治体としてずらっと挙げてるんですね。都道府県としては一番が徳島県ですか、徳島県が 46.9、81 人中女性が 38 人でこれトップになってます。それから次いで島根県が 42.5%、73 人中 31 人が女性、三番目が鳥取県で 42%、69 人中 29 人が女性なんです。全国の市町村で一番割合が高いのがですね、ここに載ってますけれども、佐賀県の鹿島市 53.8%、26 人中女性が 14 人で男性を超えています。その理由としてですね、これインターネットでいろいろ調べた上で、直接鹿島市にもちょっとお尋ねしてみました。そうしましたら担当者がこういうふうに答えました。これまでの考え方を変えたそうです。これまでは慣例的に役職つきの人が皆なっていたのを改め、まさにニセコ町と同じなんですけども、各部内の職員の中から、それも積極的に女性を出すように努力しています。必ずしも防災への専門性を求められているわけではないので、各機関とか各課の、そこの課の専門性を発揮してもらうように努力していますということです。二番目に多いのは大阪府の堺市で 45%、委員 60 人中 27 人が女性で、委員の名簿を公開しています。ずらっと全部、その中には女性は市の病院関係者とか赤十字、それから会社関係ですね、電信公社とか高速道路とか大阪ガスとか日本通運とか関西電力、こういうところから女性が出てるんですね。一般社団法人から自治連合協議会、人権擁護委員、民生委員、女性団体協議会などなど幅広い委員で構成されています。三番目が福岡県で 44.8%、58 人中 26 人が女性です。そして、しかもこの中でですね、女性委員の割合を高める具体策として詳細に述べられてい

ます。この中で、女性比率が高い自治体では、地方公共団体だけではなく、ともかく今述べたようにあらゆる方法で女性を委員にするための方策を検討しているということなんです。

私はニセコ町もですね、町長、これから検討するとおっしゃいましたが、ニセコ町も柔軟な対応策を検討してみたいかと思っております。先ほども申し上げましたが、これまでのニセコ町の防災会議条例では女性はもうまず出てこれないような状態なんですね。これは私の提案ですけども、防災委員、先ほど申し上げたようにニセコ町はこれまでそんなに大きな災害、一気に災害というのを体験してこなかったように思うんですけども、これからどういうふうになるか分からない。また、近隣町村でもどういうことで起こったときに、また協力して救助に出るとか、そういうことも出てくるかと思っておりますので、防災委員を10名から20名にはいかがかなと思っております。そして新たな10名を女性を登用してはいかがかと思っております。

それからちょっとついでですけど、小樽市も20%で高いんですけども、一般公募を行っているそうです。小樽市は30人中6人で20%です。その次に釧路市も頑張ってるんですけども、釧路市も7人、家庭防災推進連絡協議会とか社会福祉協議会、日本赤十字社、赤十字奉仕団、女性団体連絡協議会、赤十字病院などから女性を委員として採用しているようです。

それで、具体的に町長、どういうふうにこれを考えて進められるのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 役職者の見直し、それから定員につきましてもこれから検討して、斉藤議員がおっしゃるように女性枠の拡大も進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） よろしいでしょうか。

○7番（斉藤うめ子君） はい。2件目に入ります。

困難を抱えながらも住みなれた地域で暮らし続けるために、地域コミュニティの再構築と活性化について伺いたいと思います。

約4年近くに及ぶコロナ禍により様々な地域活動が停止し、また、長期の休会によって会を解散するなど、地域活動に影響が出ていることは否定できない事実と思います。特に高齢者は4年間で引きこもりが長くなり、休会した結果退会することになり、会員数の減少により会を維持できなくなり解散するところも出てきています。また、以前から問題になっている自治会町内会の加入者の減少傾向は続いているようです。

しかし、自治会・町内会を中心にした地域の様々なコミュニティ活動は、これから町民の高齢化に伴い、災害の発生、防犯、見守り、高齢者を孤立化させないなどの面から、いざというときに頼れる存在であり、また、町にとっても町民にとっても相互扶助の観点からますます必要性があるのではないかと考えています。

町はこの会員数の減少や会の閉鎖の状況をどのように考えられているのか。このまま自然に任せて、自治会だから任せていいのか、そして消滅してしまってもいいのか。また、それにかわる新たなコミュニティを検討しているのか、これはやはり私は行政の責任ではないかと考えています。町長の

お考えを伺いたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの御質問にお答えいたします。

近年全国的に自治会等の加入率の低下が課題とされる中、これにより従来自治会町内会といった地縁型コミュニティが担うことが多かった地域における高齢者の見守りや環境美化活動、防災といった活動の停滞が指摘されているところでございます。自治会等の加入低下の主な原因としては、生活の利便性の向上や住民の価値観の多様化など様々な理由があり、難しい問題となっており、一朝一夕には解決できないものと考えております。

町では自治会などの地域住民相互の連絡・協力により、住みよい地域づくりと住民福祉の向上のため自主的な活動を推進していただきたく、本年度から地域自治振興交付金の増額交付をさせていただいているところでございます。また、町内会等の加入促進につきましても、転入される方については窓口でのチラシ配布や町内会からの要望で個別にチラシの配布などを行っているところでございます。防災に関しては地区において自主防災組織が設立され、今年度も新たに防災組織を設立する動きがあり、町としてそれらの活動をバックアップしていきたいと考えているところでございます。

なお、行政の責任という言葉がありましたが、御承知のとおり本町では行政サービスの向上の名のもとに進んだ行政依存体質の拡大、行政の肥大化を抑止し、住民自治を推進するための機関として、私たちのまちの憲法たるニセコ町まちづくり基本条例を2001年から施行しておりますので、その趣旨を御理解いただきたく存じます。また、こうした状況を踏まえ、今後は自治会など地縁型コミュニティを中心に、交通安全協会や防犯協会、NPOや福祉ボランティア組織、文化・スポーツ団体など様々なコミュニティそれぞれの自主的な活動を今後とも支援してまいりたいと考えておりますので、御理解・御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 斉藤議員。

○7番（斉藤うめ子君） ただいま町長、これまでこういう努力をしてきたということをおっしゃいました。ところが、現実には縮小する傾向はまだ続いているわけですから、この地域コミュニティの活性化に向けた具体的な取組、今説明されましたけれども、コロナ禍があったこともありますけれども、その結果として決して伸びていると思われないんですけれども、もっと具体的ないろんな検討が必要ではないかなと思ってます。それで、やっぱり地域活動というのは町民の命を守ることに繋がってくると思います。ですから大変重要なことなんですけれども、具体案、ただいま地域型防災組織を検討しているとか、交付金を出すとかっておっしゃってるんですけれども、ただ私はもっとこのためには人材の発掘とか、それから研修会とか具体的な活動が必要ではないかと思ってるんですけれども、そういうお考えはあるでしょうか。

それからもう一つ、よく申し上げているボランティア活動ですけれども、ボランティアの活動とは一般的にね、今ボランティア活動とよく言われてますけれども、本当にボランティア活動ってどんなものなのか、そういうことをもう一度養成講座をやってみるとか、そういうことも具体的に必要ではないかとは私は思っております。町長、もっと具体的に効果のある方法をこれからですね、今までやってきたけども結果的にはあんまり伸びてない、逆に縮小してる感じなんですけれども、それを考えら

れるのか、お考えがあれば具体的な案をもう少しおっしゃっていただきたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 例えば研修会を開催して、何かそういった先駆的な人を呼んで研修会をすれば、皆さん入るのかっていうことかなと思うんですけど、斉藤議員のほうから具体的にこういうことがいいということの提案あれば、ぜひそういうことも検討させていただきたいと思います。

私どもは窓口含めていろいろ、実際に加入してくれというお願いをしておりますが、なかなか入らない方も多くおられる。特に若い方は会費のこともあって入らない方がおられます。ただ、中央地区では大きなアパートができたときにアパートの経営者をお願いをして、戸数全員が町内会へ入っていただくということの合意を得て、現在その地域においては皆さん入った形で動いております。今後アパートなどを建てる場合は、全員加入というようなことのお願いはして、今後とも機会あるごとにそういうことは動いていきたいと思いますので、ぜひ具体的な良い案があれば積極的に対応してまいりたいと考えておりますので、具体的な提案をいただければ大変ありがたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（青羽雄士君） 斉藤議員。

○7番（斉藤うめ子君） 再度申し上げますけれども、特に主に町内会とか自治会を拡充していくことは、これから高齢化も進んでいきますし、町民の命を守るために必要な施策ではないかと思っております。それで先ほど具体的な案をおっしゃったんですけども、確かに研修会とかそれだけでは関心を持って集まってこないとかいろいろあるかもしれませんが、私は前から何度も申し上げているように、手上げ方式じゃなくてくじ引方式、こういう例えば、地域のコミュニティの活動担う人材を育成するための研修会を開催するのに町民に個人に働きかけていく。そしてその中から何人ぐらい、やってみたことはないと思うんですけども、そういう方式も私は新しい人材発掘のために必要だと思っております。というのは、なかなか自分から、例えば公募があっても、自分から手を挙げて応募しますよっていう人は難しいかもしれないんですけども、町からあなたはいかがですか、こういうことに協力していただいけませんか、応募していただいけませんかとか、委員になっていただいけませんかということは無作為で抽出して、そしてその中でまた実際にそれに応じる人がどれだけいるかはやってみないと分からないと思いますけど、今までのほかのいろんな機構会議とかいろんなことを聞いている範囲ではかなり縮小されるんですけども、それはやっぱり町に対する思いのある人がまた出てくる可能性も本当に私はあるんじゃないかと思っております。ですから、それを現実な方法でやってみてほしいなと思っております。

それと繰り返しになりますけれども、そんなことをしてもっておっしゃいますけれども、先ほど申し上げたように、ボランティアのことについても一度養成講座というか、そういうことを開催する必要があるのではないかなと私は思っています。そしてですね、特に学校とかが積極的にボランティアの活動に理解とか参加する方向に行ってほしいなというふうに思っています。それから最近理解する企業も少しずつ増えてきたようなので、企業の職員も活動に出やすくするとか、それからそういうことに出るための、やはりそのための検討委員会っていうんですか、そういうことが必要なんじゃないかな、方策ですね。ちょっとここではもう申し上げませんが、他の自治体でどうやったら自治

会とか町内会に入ってもらえるかっていうためにいろんな検討をし、メリットを出したりしてます。ですから、それをまた検討することも必要じゃないかなと思ってます。町長いかがですか。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 今いくつかのボランティア養成講座、企業への働きかけ、また自治会に入ってもらえるような検討委員会が必要ではないかというようなお話、くじ引民主主義といいますかね、くじ引でやったらどうかとか、くじ引きは構想日本ってところが発案して今いろんなところでやってますけど、私も構想日本のメンバーであります、大きな市ではそれなりに受けられる方もおられますけど、小さいところでは相当大変でほとんどが辞退されるとかそういう話も聞いておりますので、こういった可能性については引き続き今調査をしていきたいというふうに考えております。養成講座、企業の参加等を含めて、何がいいかということも含めながら検討したいというふうには考えておりますが、具体的な案もあればまたお知恵をいただければありがたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 次に、9番、篠原正男君。

○9番（篠原正男君） 最初に、防災専門官退任後の町防災体制について、まずお伺いをしたいと思います。

本年8月をもって、長年勤められた防災専門官が退任するというのを聞き及びました。自衛隊を退任された後、統率力や指揮・命令、そして何よりも危機管理に明るい方を任命したものと感じておりました。特に自然災害はもとより、原子力防災における事前訓練に尽力されたものと考えております。さらに、各種防災計画はもとより、地域防災に集中的に取り組む、中央地区や福井地区などにおいて組織化と防災訓練等を通じて相互扶助・相互支援に基づいた地域防災に努めたものだと考えております。

そこで、(1) これまでの防災行政に関し、町長の所見を伺いたいと思います。

(2) 防災専門官退任後の町防災体制について、どのように考えておられるか伺います。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの篠原議員の御質問にお答えいたします。

一つ目の御質問ですが、日本ではここ数年大きな災害が発生し、特に地震災害は地域に多大な被害を生じさせ、東日本大震災では地震災害に加え、放射能汚染という痛ましい災害も発生しました。ニセコ町においては幸いにも大きな災害が発生せず、現在に至っているという状況でございますが、いつ何ぞきニセコ町において災害が発生する危険というのは常に存在しているものというふうに考えているところでございます。

平成31年（2019年）4月から新たに防災専門官及び防災係を配置して以来、災害対策基本法第42条に基づいたニセコ町地域防災計画の随時の見直し、防災業務体制機能の向上、防災対策備品の整備をはじめ、Jアラートへの対応、自主防災組織への取組、それから原子力防災の対応など国の防災力強化に伴い、様々な防災体制の整備や評価にこれまで取り組んできており、町の防災力強化は着実に図られてきたものであると考えておまして、これまでの町民皆様あるいは議員皆様の御協力に厚く感謝を申し上げます。

二つ目の御質問につきましては、前防災専門家におきましては8月末で退職されたため、現在は防災係長がその任に当たり、総務課長が管理業務を担当しているという状況でございます。今後、新たな防災専門担当官を任用するため、既に関係機関との調整を進めているというところでございます。引き続き防災専門官を配置し、ニセコ町の防災体制の整備を推進していきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○9番（篠原正男君） 一問一答ですので、まず(1)についてお伺いしたいと思います。町長の所見では、これまで町の防災体制が強化されてきたということの評価だと考えております。その中で、さらに強化しなくちゃいけない点はどこにあるのかというあたりは、どのようにお考えでしょうか。

それと、先ほど同僚議員の質問の中の答弁にありました新たな地域防災の組織というものに関して、さらに詳しく内容について伺いたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 防災強化しなければならない点はまだまだ多々ありまして、一つはやっぱり災害があったとき、最終的に地域の皆さんが協力し合ってやる体制という面では、地区ごとの防災組織というものを全部の地区に設ける必要があるのではないかと。それから現在も地区ごとに、例えば大きな災害があって道路が分断されたとき、地区ごとの地区センターが防災拠点となりますが、そこに現在全ての備品が置かれているかというところと全くそういう面では不足している状態でありまして、どうやって常時維持管理して、人においては更新するという作業の体制は、これからの大きな課題となっております。

また、ニセコ町は散在散居でありますので、高齢の皆さんが点在してお住まいになられている地区の体制強化につきましては、さらに福祉面でのそれぞれの計画強化は今後必要になってくると主な点では思っているところであります。

これからの防災につきましては、それぞれ地域の皆さんの合意形成が大事でありまして、地域の皆さんへのお願いをして、そこでもちろんキーパーソンになる方がおられれば、ぜひ地区で防災体制の強化という面では地区の人をまとめたの、それぞれ地区ごとの防災ミニ計画といいますか、そういう相互扶助の仕組みを今後つくってまいりたいと考えておりますので、御支援のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○9番（篠原正男君） ただいまの答弁の中にありました、地域での防災、地域が大事だという御指摘であろうかというふうに受け止めました。まさに私もそのとおりだと考えておりますし、これまでも防災に関わる一般質問においても、地域防災の必要性について訴えたところでもありますし、また、その難しさについても訴えたところでもあります。

さらにですね、これからその必要性を進めていく上で、より具体的に町民にとって、また、地域にとって何が必要で、今何をしなくちゃいけないかという議論を、私は今起こすべき時期にあるんだろうというふうに考えてます。先ほど来の答弁の中で出てきている点については、課題や問題点について今こう考える、これが必要だということまでの指向が止まっていると。ですから、一歩進めるこ

とがこれから何よりも大事だというふうに考えております。

今現在、総務課長が防災のトップとなって、これから進めていこうという体制であろうとお伺いをいたしました。まさにその点をどのように一歩進めるかというのが、議会での議論だし、また地域での議論だと。この点が一番大事になっていくだろうと考えますが、その点についていかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 今篠原議員さんがおっしゃったことはまさにそのとおりだと思っておりますので、今現在の防災官1人欠員状態ではなかなか現地に入ってという時間的な余裕等含めてありませんので、これまで派遣いただいたところを含めて、そのほかにも今国の仕組みがいろいろありまして、現在協議をして調整をさせていただいているところであります。できるだけ早期に防災担当の専門官が置けるような配慮をして、今篠原議員から御指摘あったところについても、できるだけ地区にも入って話し合いを進めながら、一つでも多くの地区が防災体制強化に向かっていただけるよう努力をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○9番（篠原正男君） それでは(2)の質問に入らせていただきますが、退任された防災専門家の後について、先ほど(1)でお答えをいただいたんですが、体制としては総務課長がトップとなって係長を配置し、そのまま進めていくということと、またもう1点、新たな防災専門官を任用しようという動きを今現在行われているということでございます。

やはり危惧されるのは、いわゆる専門の職員がおられた中で進められていることを、いわゆる業務を兼任されて進めていくというのは、相当やっぱり難しいことだろうと思いますし、特にこの防災専門官というのは御承知のとおり、いわゆる単に経験があるからということではなくて、一定程度の資格、任命要件が整っているということでございますので、その辺についてどのように考えておられるのか、また、今後任命されるまでの間、人事のことですから先は大変見えにくいところもあるだろうし、分かりづらい点もあろうと思いますが、その辺もし具体的にどのように動かれているのかということが分かる範囲で、教えていただける範囲で結構でございますのでお知らせいただければと思います。

○議長（青羽雄士君） 副町長。

○副町長（山本契太君） 私のほうからその関係についてはお話をさせていただきたいと思っております。

現状において、前防災官が一生懸命いろいろやってくれたということについては町の防災の部分の考え方が相当進んだなと捉えてございます。今後どうなるかは別にしてですね、今までの形としては防災官に担当係がついていたという形でございますが、現状では防災官に担当係長がまた改めてついてということなので、その辺のところの引継ぎをきっちりさせていただいた上で、しばらくの間は今の総務課長が頭となって、引き継いだ係長がその辺を実施していくということで行います。

ただ、そこも先ほど町長から申し上げましたように、例えばもともとおやめになられた防災官が所属していた組織も含めてですね、お話をさせてもらっているところでもあるものですから、そういうところを中心としながら次の人選を今進めているということでございます。そこに必ずしも固執す

るということではなくて、幅広く検討はしてまいりたいと思いますが、まずはそういうところで協議を進めさせていただこうというところでございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○9番（篠原正男君） 私が調べたところでは、ニセコ町防災専門官取扱規則なるものが制定されておりまして、そこには任用するのは地域防災マネージャー証明書というものがなければ任命できないというような規定もされております。ですから、なかなかすぐ次の方を見つけるのは難しいのかなと思いますけども、その目当てといいますかね、手立てというのは、私は大変大事なことだろうというふうに思います。というのは、やっぱり切れ目のない行政、特に防災に関わっては切れ目のない行政を継続していかなくちゃいけないと。なおかつ一日一日積み重ねていかないと、防災行政を目的とするところはなかなか達成できないというように考えているからであります。ですから、何回もくどいように申し訳ありませんけども、その見通しというものをもう少し具体的に御説明いただきたいなと思います。

○議長（青羽雄士君） 副町長。

○副町長（山本契太君） 今交渉してるといいますか、お話をさせていただいているのは自衛隊とお話をさせていただいてることなので、できるだけ早く、そこの人選も含めて進めてまいりたいと、まずは第一に考えているということでございます。

○議長（青羽雄士君） 次の質問をお願いします。

○9番（篠原正男君） それでは2問目に移らせていただきます。旧宮田小学校浄化槽改修工事について伺います。

平成27年3月定例会予算特別委員会及び同年6月定例会一般質問にて議論され、特に6月定例会においては浄化槽修繕工事に関し、その議論を一部、中継槽から圧縮ポンプによる浄化槽への流入の議論が欠落したまま終了し、全員協議会による確認の後、工事が進められ、現在に至っております。しかし、その議論の本質を追求しようとする方々により、今日まで町当局との交渉を重ねておりますが、依然として並行状態にあります。

そこで、今後の旧宮田小学校利活用に伴う浄化槽整備等に備える意味からも、真摯に議論を深め、新たな知見を共有すべきと考えます。あわせて浄化槽点検、次に放流実験等を行い、流量調整機能の必要性の有無など実証実験をすべきと考えますが、町長の所見を伺います。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの御質問にお答えいたします。

旧宮田小学校は平成元年の新校舎開校時から21人槽用の浄化槽が設置されておりましたが、生徒数の減少などにより平成11年に21人槽から5人槽に改修をしておりました。その後、平成26年に国営農地再編整備事業を実施する後志中部農業開発事業所に対して事務所として貸し付ける際、新たな事務所位置から既存浄化槽に汚水を接続するため、圧送ポンプを設置したところでございます。その際、役場では浄化槽についてもとの21人槽浄化槽が設置されていると誤認をし、結果、出力の大きい圧送ポンプを5人槽につなぐという誤った工事をしてしまいました。この後、これを法律にのっとった適正な形にするため、既存の5人槽を21人槽の浄化槽に入れ替える工事を行い、現在に至

っているところでございます。

これら一連の工事は、新たな事務所が入る際の適正な浄化槽の規模などを含め、設計事務所が確認と設計をし、また当時工事の誤りがあったことや、その後の工事施工内容についても議会に説明を申し上げてまいりました。今回の御質問の件につきましても、全員協議会などで詳細な説明を行い、議会の御了解の後、御説明申し上げたとおりの工事を行い、現在に至っているところでございます。

また、本年5月に実施された浄化槽協会の水質検査におきましても、総合判定において適正との結果が出ており、議員御指摘の放流実験などにつきましては、現状においては行わなくてもよいものではないかと判断しておりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○9番（篠原正男君） ただいまの答弁でございますけども、やはり21人槽と5人槽の枠の中から外れてこないといいますが、枠にとらわれ過ぎているのではないかという指摘をしたいと思います。というのは、今回新たに26年度の工事中で出てきたことは中継ポンプ槽が必要となったこと。それによって圧送ポンプで送らなければならなくなったこと。そこに大きな問題点があることを見逃してしまって、単に浄化槽の数字合わせに終始しているのではないかという点であります。

それと、先ほど議員協議会それから様々な点で理解を求めたということでございますけども、いわゆる圧送ポンプによる浄化槽への導き、その点は理解できるんですが、そこに軽量槽流量調整機能を持たせなければ、それは単に圧力が加わった汚水が浄化槽の中に入り込んで、浄化槽自体が処理能力を超えたことによって、近隣住民の方への悪臭等々が発生してしまったという根本的な部分が何も解決されていないで議論が進んでしまったと。特に議事録等々をお読みいただきますと、やはり当時の同僚議員であった方が指摘した中で、流量調整機能の必要性の有無に関して何らの答えもないまま議論は終了してしまったと。そこには、いわゆる人槽違いにより浄化槽の処理能力を超えたものが入ってきたからという点で終始したことによると私は考えております。今もやはりそれで終始して行くのではないかと考えております。

その辺を払拭するために、いわゆる流量時調整をしたものとしめないもので、本当に何ら影響ないものなのか、もしくは影響があるものなのかということを確認するすべが実証実験だろうと私は考えております。ですからその点を再度お伺いしたいのと、先ほど浄化槽協会のお墨つきといいますか、判定をもらったということではありますが、私が聞き及んでいるのはおおむね適正という判断を下されていると。新設の浄化槽におおむね適正というのは本当にあるのかどうかというようなことだと思うんですね。おおむね適正というのは、裏を返せば新築の浄化槽にそういうことはあり得ないだろうというぐらいの危機感を持った考え方をしなくちゃいけないだろうというふうに思っております。

その点を踏まえてですね、もう少し柔軟に、本当の意味でこの浄化槽の問題について解決し、恐らく旧宮田小学校の建物全体を今後例えば地域で使うのか、また新たな企業が来てそこを使うのか分かりませんが、まだまだ使えるものですから、浄化槽の在り方について、しっかり確認をしようというふうに考えていただきたいのと、そのためには何よりも実証実験をすべきであろうというふうに考えますので、再度お伺いしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 副町長。

○副町長（山本契太君） そもそも 21 人槽、誤認槽の問題ではないという御指摘だったかと思いますが、町としては現状において人槽の違いによるものというのが、今回の誤った工事であったということの枠から出ていないと申し上げればそれまでかもしれませんが、人槽の違いによって起きたことと考えているということでございます。

それから、おおむね適正というお話について、ちょっと私のほうで認識をしていないところがあるのですが、当時のスタートのときの結果が、7 条検査と 11 条検査というのが浄化槽に置いてあるということで、初年度の検査がおおむね適正ということだったのかどうかということがちょっと分かっていないので申し訳ございませんが、そこについての的確な御説明は今できません。ただ、今現状で先ほど申し上げたように、本年 5 月に実施をした浄化槽から最終的に放流する水については、浄化槽協会のほうから適正ということで、おおむね適正ではなく適正ということで御判断をいただいている状況ということなので、今現状においては流量実験をするというふうには考えていないということでございます。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○9 番（篠原正男君） 再度またお伺いをいたします。恐らく理解をされてると思うんですけども、今の 21 人槽の浄化槽に入る前に中継槽があって、その中継槽が送り込まれる際に全くただのパイプで送ってきていると考えているのか、それとも流量調整を兼ねたパイプで送り込まれているのか。その点を理解されているのかというのを 1 点と、私が聞き及んだ点では、いわゆる流量調整をすべく、例えば流れる水が強く行く部分を緩やかにいくような方法でパイプで結ばれているというふうに聞いております。ですから、それ自体がもう流量調整になってるんです。ですから、流量調整になっているものが不適合ではないという逆の調査も言えるのではないかと思います。

まず 1 点目は、再度お伺いしますけれども、21 人槽、それから 5 人槽という枠ではなく、汚水が浄化槽に入って浄化されて水もしくは汚泥となって、溜まって排水されるという流れをもう 1 回確認をしていきたいと思っております。それは単に中継ポンプ槽から 21 人槽分を圧縮圧送して 21 人槽に入ったからといって、それはきれいに浄化されて、汚泥と水となって排出されるものではないと。なぜかという、圧縮圧送された量が通常よりも多いから、消化できない分だけ入ってくるから、それは無理なんですよという理論、考え方。その考え方に立って、町では中継ポンプ槽の出口のところ今度はポンプから送ってくる時にそのパイプによって、調整機能を付けたパイプをつけることによって流していると。そういう現実を踏まえたときに、私も今まで質問し、すべきだというところを理解できないかどうかということなんです。

ですから、再度その点について、5 人槽から 21 人槽にとられることなく、浄化槽の本体の機能についてしっかりと認識を新たにされて、また次に生まれるだろう新たな施設もしくは既存の施設の改修の際に、ニセコ町としても新たな知見を持つべきだというふうに考えますので、再度お伺いいたします。

○議長（青羽雄士君） 副町長。

○副町長（山本契太君） ちょっと行ったり来たりするかもしれません。町としてはあくまでも 21

人槽だと思っていた。浄化槽が実は5人槽がついていて、そこを誤認したままに、21人槽に相当するような圧送のポンプをつけて、当初スタートしたと。それを悪臭がしたということで内容が分かったという中身については変わらずということですが、それに当たってやはり建物の規模、事務所という機能を含めると、最低21人槽はやっぱり必要だというような御指導も含めていただく中で、どうしてもやっぱり元の21人槽に戻さなきゃならないということで21人槽にさせていただいたということでございます。

その際、圧送ポンプに戻しバルブと内部では言ってますけども、圧送ポンプの圧送して浄化槽に送り込む水を、例えば一分で送り込むものを一分何十秒にするとかっていう意味を持たせる意味での戻しバルブをつけたというのは確かでございます。そこについては、5人槽で悪臭を生じたということもありますので、大事をとってといいますか、余裕を見て戻しバルブをつけておこうということになり、そのようなことを行ったという当時の工事でした。

それから、こちらでも繰り返しになりますが、浄化槽の機能としては川に対して負荷のかけない、ある程度きれいになった水を流すということが最大の目的ということでございますから、最新の状況によりますと、本年5月に実施した増加浄化槽協会での試験ということについては適正という形が出ておりますので、こちらでも何度も申し上げて恐縮でございますけれども、確認のための調査を行うということは考えてございません。以上です。

○議長（青羽雄士君） 午後1時ちょうどまで休憩といたします。

休憩 午前 11時55分

再開 午後 0時55分

○議長（青羽雄士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

5番、前原孝植君。

○5番（前原孝植君） 通告に従いまして2件一般質問させていただきます。

まず、株式会社ニセコまちへの研究費について。

株式会社ニセコまちへの研究費の約7割が建材に使われるとお聞きしました。具体的にどのような研究目的で建材を購入するのかお答えください。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの前原議員の御質問にお答えいたします。

議員御質問の「7割が建材に使われるとお聞きした」とのことですが、これは8月27日に行われたニセコ町議会、全員協議会での株式会社ニセコまちとの意見交換の中で、ニセコまちからの発言のことと思います。この内容につきましては、本町では「ニセコミライにおける高性能分譲及び賃貸住宅の研究開発事業」の補助金申請を受け付けておりますので、その申請書の中から回答させていただきます。

まず事業の目的は、集合木造住宅における「断熱・遮音・長寿命化・省エネ・再エネ設備など」に

関する研究や開発を行い、従来以上の費用対効果をもたらす住宅建築手法を検証することとなっております。

次に、具体的な検証項目では、外装材・内装材・隣戸界壁、隣との壁のことですが、それから設備仕様・太陽光発電設備を想定しており、原価ベースで数%の価格低減を見込むものでございます。

なお、事業費の予算につきましては、総事業費（補助金申請額）が5,650万円で、うち研究開発実行経費1,550万円（27.43%）、太陽光発電蓄電池導入経費1,400万円（24.78%）、エネルギーマネジメント導入経費950万円（16.81%）、これで合計3,900万円（69.03%）となり、総事業費の約7割ということになってございますので、よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 先ほど説明ありましたように、研究費という名目で金額が充当されてますが、こちらの建材並びにソーラーパネルもろもろですが研究費ですので、まさか、賃貸の建物、分譲の建物等に使われるってということはないでしょうね。それは事業費にあたります。そこら辺を詳しくお聞かせください。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 今の御質問の関係について私のほうからお答えいたします。

今回の実施については、賃貸と建売の部分の価格低減ということで研究費として実施するということございまして、研究開発費の実績というものはもちろん上がってきますけども、同時にそれが建物の費用として活用されるということになっておりますので、今前原議員からおっしゃったような建物に使われるという意味合いにおいても使われるということによろしいかと思えます。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 再々質問させていただきます。

建物に使われるということは、つまり旭化成ホームズが寄附した9,000万が、企業版ふるさと納税を介して建材購入に充当させられると。すなわちこれは資金注入になります。本来であれば、会社側が決算を行って税金を支払い、その残った金額4,500万で子会社なり関連会社に貸付及び何かしらの名目で充てなければなりません。これ、御存じないと思いますけども、こんなことをしてしまっただけではグレー、かなりグレーに近い違法行為ですよ。私も弁護士に確認してます。なぜなら、企業版ふるさと納税、これなぜ返礼品を受け取ってはならないのか。そういうことが記載されているのかっていうのは、こういったことを起こしてはいけないからです。お金がない子会社だったり関連会社があった場合、そこにお金を注入する場合は必ず資金の貸付をしなければいけないんです。これ他の町村でもしやってみたら、どうなることになりますか。子会社つくって、そこにばんばん企業版ふるさと納税で。9,000万だったらいいって話ですか。9億、90億だったらどんな問題になりますか。

ちょっと感情的に話すとまた議長に怒られますので、今日はちょっと穏便にお話ししますが、再三忠告してます、町長。私ね、これ今回本当に頭にきてしょうがないんですよ、こういったことが起こることに対して。もう副議長にも再三言いました。で、最終、この町に対して住民訴訟を起こそうかなど。それぐらい考えてますと弁護士に相談したら、議員は住民訴訟を起こせないよという答えが生まれてですね、困ったものだ、どうしようかなっていうことを考えましたが、今回も一般質問逃げら

れるかなと思います。なので、私もちょっと覚悟がありまして、こちら通帳がございます。私が議員になってから、こちらの通帳に議員報酬が振り込まれております。私、こんな性格で何の知識もない人間なので、議員の報酬をいただけるような分際ではないので、常にここにね、手をつけずに貯めていたお金がいくらですかね、369万円ございます。何か町のために寄附しようかなと思って貯めておりました。これをもっていくらでもこの問題たたけますよ。メディアで追求しましょうか。そうなったらどうなりますか。それほど覚悟をもって、私はこの本案件に対して指摘してますよ。それでも事業費として補助金を使って施工をしますか、お答えください。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 今のお話は旭化成からいただいた企業版ふるさと納税が、子会社もしくは関連会社のほうに結局は使われているという御指摘というふうにとらえました。ちょっと間違ったら御指摘いただければと思います。それで、私どもの見解としては、今のニセコまち、ほんの数%旭化成も出資してるということでもあったり、それからニセコまちがつくるSPCという会社、こちらについても3,000万円の融資をいただいたりというような形になっておりますが、

（「3億です」の声あり）

失礼しました。3億円の融資をいただいているという形にはなっておりますが、これらの部分も法的な部分をきちっと含めて確認をさせていただいて、子会社でもなければ関連会社でもないということととらえておりますので、これが内閣府がQ&Aで言ってるような、いわゆる経済的利益の供与という形には当たらないという考えでございます。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 前原議員さん一貫しておっしゃっていますけど、全て問題ないことをことさらに自分の思い込みだけで、しかも第三者の信用を失墜するような行為を平気でおっしゃって、私たちが努力をしてやっとお願いして集めてくる企業が応援してくれるところを攻撃する、まちづくりの妨害といっても、本当にひどいです。しっかり検証してからですね、こういう公の場で言っていただきたいと思います。あまりにも一生懸命やっている町に対するまちづくり妨害だと、ひどい本当にそう思います。

○議長（青羽雄士君） この件はこれで打ち切ります。

次の質問に移ってください。

○5番（前原孝植君） 次の質問に移ります。

ニセコ高校定員数変更について。

ニセコ高校の受入れ体制が整っていない状況で、定員数を40名から70名に変更した経緯をお答えください。

○議長（青羽雄士君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） 前原議員の御質問にお答えいたします。

ニセコ高校は、これまで主に農家の子弟を教育する季節性の中間定時制農業高校として歩んでまいりました。平成2年度の学科転換により緑地観光科を設置し、町の基幹産業である農業と観光の人材を育成する高校として今日に至っております。しかし、ここ5年間の入学者は定員の50%程度と、

今後の持続可能な高校のありようを検討することとなりました。

令和4年度からは、中学生や保護者から選ばれる高校とするため、ニセコ高校魅力化の検討を重ね、緑地観光課から生徒の様々なニーズに対応できる総合学科に令和8年度から学科転換することとし、令和5年9月に道教委の決定がなされたところでございます。

また、令和5年からは全国・全道から生徒募集を行う地域みらい留学に参加し、生徒募集を行った結果、令和6年度には45名の受験者が集まりました。総合学科の取組を先取りしつつ、新たなニセコ高校の魅力化を発信できた成果と考えているところでございます。

総合学科では、生徒の幅広い進路希望に応じた多様な選択科目を設置することが必要であり、地元生徒の大学進学へのニーズにも十分に伝えるためには、理科や社会の複数科目や地域の課題解決に取り組む探究的な科目などを設置して、教育課程を充実することが望ましいと考えております。このように多様な科目を設置するためには、一定の教員数が必要であり、そのためには生徒の定員を現在の40より増やすことが必要だと判断したところでございます。

また、今年度は45人の受験がありましたが、結果として地元生徒を含め入学できなかった生徒も出たところでございます。そのため、地元生徒が入学しやすくなるためにも、生徒定員数を増やすことが必要と考えております。

これまでも何度か御説明させていただいてきているところでございますが、現在の教員配置数は11名ですが、70人の総合学科では19人の教員が配置されることとなります。教員数が増えることにより、生徒の進路希望に沿った多くの教科科目の設置や習熟度別などの複数展開、探究的な科目の設置などが可能となり、より充実した教育ができることとなります。また、地元生徒が受験しやすくなることから、定員数を70人規模とするものでございます。御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 答弁になっておりません。

私が質問したのは、40名から70名になった経緯です。受入れ体制が整っていないのに、なぜ40名から70名になったのかをお答えくださいと質問しております。簡潔にお願いします。

○議長（青羽雄士君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） 今、具体的に申し上げましたように、総合学科にするということ、それから出願者に出願しやすくなるということで、40名の定員から増やすということで70名にする我々として決めたということでございます。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 異議あり。あのですね、何度もお伝えしますが、受入れ態勢が整っていない状況で、定員数をなぜ40名から70名に変えたんですかと。受入れ体制が整っていないということをお聞きしてるんです。

○議長（青羽雄士君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） 答弁の中でも御説明申し上げましたが、我々としては事前の準備をする中で実際に受入れ体制ができていないというのは何を言っているのか、正直私はそのところは理解できません。

寮の問題についてはですね、ちょっと別になりますけれども、実際に40名のままだも現在の希望ヶ丘寮はパンクする状況にあります。ですから、寮についても実際の40から70にする以前の問題で、ずっとそれは検討してきているところでございます。そういう中で、実際に出願者が増えたという状況、そういうのを受けて、総合学科という選択をさらに充実するために増やしたと。それは先ほども言いましたけども、教員数を増やすということが重要だという判断でございます。

○議長（青羽雄士君） 再質問に移ってください。

○5番（前原孝植君） 再質問させていただきます。

ありがとうございます。私の質問が悪いためにちょっと噛み合わない質疑になりまして申し訳ございません。

受入れ態勢が整っていないっていいものは、今回仮寄宿舎を2億円で建てるものが6月の補正予算で来ております。これ、受入れ態勢が整ってから、つまり寄宿舎を建てる工事ができて、完成予定ができた見込みがあって、初めて受入れ体制を40から70にする、そこがタイミングじゃないんですかっていうことを私はお伝えしてるんです。

そうでないから40から70名にしました。だから学生が来ました。それに対して受入れ体制が整っていないので、3月の本予算で今回仮寄宿舎の2億が入ってないんですよ。15億ですかね、この大きな投資になります、町としては。本来であれば計画性があって、3月の補正予算で上げるべきなんです、今回の実施設計費も。それが入らずに、3月の補正予算で2億計上してくる。6月に実施設計を上げてくるっていうこと自体がおかしなことなんです。

なので、私がお聞きしてるのは、受入れ態勢ができてないのに、なぜ40名から70名に変わった経緯があるんですか、事務的ミスがあったんですか、どうですかっていうことをお聞きしてるんです。お答えください。

○議長（青羽雄士君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） 事務的ミスがあったというふうには考えておりません。今回の全日制70名の道教委の最終決定も、ついこの間9月4日に道教委として決定というふうになってるんですよ。我々としては以前から準備はしています。準備をしていますけれども、最終的に道教委の決定、つまり町村立は町村が決めればいいというふうにはなっていますけれども、近隣町村やいろいろそういうのを考えて道教委が最終的に判断する。それを受けて我々も具体的に動かなければ、議員御指摘でいろいろなことをおっしゃるんですけども、我々としてもですね、そういう決定を受けて具体的に動かなければならないですし、実際に45名の生徒が集まったっていう実態を踏まえて自体的に動いたり提案しなければならぬ。先に寮をつくりますって言ったときに、議員の皆さんはどうか。集まるそういう確証もないのに、寮だけ先に建てるのかっていう話になりませんか。卵が先か鶏が先かの議論をしているような気を私は受けます。そういう中で、ぎりぎりで我々町村として取り組んでいる中で、道教委の決定を受けて、具体的にそれを施策として進めていく。そういう準備はしてますよ、してますけどそういう仕組みなんですよ。

総合学科についても先ほど答弁させていただきましたけども、我々はそれ以前から取り組んでいますけど、道教委の最終決定は今年の9月なんですよ、この時期なんですよね。4月7月と、そうい

う全体の協議をした上で、それを受けて最終的に行かなきゃならない。そういう状況で、私たちもすぐそこは苦しいところでいろんな提案させていただいているところです。

ですから、先に建物を建てる、準備をするとは言っても、生徒が集まらないのにそんなことしてどうなんだっていう御意見も、その時にはまた出てくるのではないのでしょうか。だから我々はそういったことも踏まえつつ、準備はするけど最終的な決定ということで、いろいろこれまでも議員に御説明しておりますけれども、もっと早く知らせなさいということは私どもも重々それは承知しております。ただ、手順としてはそういう段階を踏んでやらざるを得ない、そういう苦しい部分もあります。

そういうことですね、実際に私としては手順が前後してるっていうことはないですし、結果として臨時寮ができたっていうのは、それは想定以上に校長先生が頑張ってくれて、僕の想定以上を超えた人が集まったというふうには考えてます。それは学校がそれだけの取組をやったり、自主努力でいろんな予算をとってきたりしてやっている、その結果だというふうには思っています。そういう学校の取組とあわせて、教育委員会も一体となって、学校を支援する、ひいてはニセコ町に若い世代の人が増えて、ニセコ町のいろんなお祭りやそういったところに高校生が参加して活気が出るということがですね、私は、ひいてはニセコ町のためになるというふうに確信して、とにかく高校生が来るということは、3年といえどもニセコ町民となってですね、そこに思いを持って活躍してくれるわけですから、そういう意味ではそういう手順を踏んで進めているというふうに理解してございます。よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 再々質問させていただきます。

教育長のおっしゃるとおりです。かなり厳しい難しい案件です、こちら。だからこそ、私たち、聞いてますか、だからこそ私たちもこの寄宿舎を建てることに対して、かなりの検討時間が必要なんです。執行部側がそういった時間をかけて、思いを込めてつくってのと一緒です。私たちもそうです。議会側も、結局は議員側の責任になるんです、予算を通せば。先ほどもお伝えしたように、ここの開かれた議会、これメディアに取上げられたらどうなるか分かりませんよ。この御時世、安芸高田市、兵庫の県知事、もう自治体叩きはこれで終わりじゃないですよ。どんどんどんどん叩かれますよ。そのときにおいて、この2億の仮寄宿舎を3月補正予算で通したり、私たち時間のないままこれを可決しています。建てていいかどうかの材料がないんですよ。それはもちろん私だってニセコ町に生まれて、ニセコ町で住んでニセコ町で暮らせば、自分の町に寄宿舎ができるんだなって賛成しますよ。でもね、私は東京で仕事をしてまして、75億の財務管理と事業戦略をやったり、今でも上場の会社のコンサルをやってます。数字を見て将来が見えるんです。それにおいてかなり心配なんですよ、教育長。

世の中の自治体どうなってますか、今。公共設備等の総合計画において、公共施設の削減をみんな頑張っていていこうね、そういうふうに今考えてますよ。その中において、ニセコ町は今公共施設をどんどん増やそうとしています。増やしたらどうなりますか。修繕費、もろもろ上がってきますよ。それどこから捻出するんですか。一般財源からですか。また借金でやりますか。それとも扶助費とか、そういったところからとりますか。違うでしょ。どこからとるんですか、教育の今やってる修学旅行の無償化とかを削るんですか。そしたら教育現場にまたしわ寄せが来ますよ。限られた財源で何とか

していかなければいけない。人口統計が下になっていく中で、人口も1億をわる。そういった中で厳しい財源で今後10年20年、この議会で決めていかなきゃいけないんです。今この重たい15億の、何億か分かりませんが、寄宿舍を建てるということを検討するには、私たち今時間がありません。せめて1年あれば、それに対して可能かどうか検討はできます。

そうやってこの新庁舎を建てたときも、高橋守さんが執行部と議会と議員と一緒に膝突き合わせて、専門家を呼んでそういった議論をしたんじゃないんですか。今は消防庁舎、新寄宿舍、新団地、インフラの整備もろもろありますよ。これだけの歳出が出てる中でも、寄宿舍を建てることに對して、今回40名から70名になったことに對して、本当に事務的ミスはなかったんですか、あったんですか、もう一度お答えください。

○議長（青羽雄士君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） 事務的ミスはございません。

○議長（青羽雄士君） これにて一般質問を終了いたします。

◎日程第4 議案第1号

○議長（青羽雄士君） 日程第4、議案第1号 ニセコ町教育委員会委員の任命についての件を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第1号 ニセコ町教育委員会委員の任命についての件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

◎日程第5 議案第2号

○議長（青羽雄士君） 日程第5、議案第2号 北海道後期高齢者医療広域連合規約変更に関する協

議についての件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第2号 北海道後期高齢者医療広域連合規約変更に関する協議についての件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第3号

○議長(青羽雄士君) 日程第6、議案第3号 ニセコ町宿泊税基金条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第3号 ニセコ町宿泊税基金条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第4号

○議長(青羽雄士君) 日程第7、議案第4号 ニセコ町景観条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第4号 ニセコ町景観条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第5号

○議長(青羽雄士君) 日程第8、議案第5号 令和6年度ニセコ町一般会計補正予算の件を議題とします。

質疑はありませんか。

3番、高木議員。

○3番(高木直良君) 議案20ページ、10款教育費、寄宿舍管理費委託料に関して質問させていただきます。今回寄宿舍の実施設計を行うと、基本設計が終わってからの内容説明は先般受けました。これ以降、これを実施設計に移すという趣旨であります。お尋ねしたいのは、基本設計が終わったわけですけども、その前の段階、23年9月から24年3月にかけて基本計画について発注されまして、これが実施されました。町民講座だと思えますけれども、その内容を聞いた際に基本計画のコンセプトと言えるような内容、つまり建設場所、あるいはその規模・建て方などですね、現在説明されてお

ります基本設計とは大分違う内容で説明されたと思います。例えば、順次建設していくとか、あるいは将来の転用をどういうふうに見込むかだとか全体的な長寿命化などですね。こういった計画が主に述べられたとっております。そういう意味では、現在説明を受けている基本設計とはいくつか大きな違いがありますけれども、その点はどのような経過で基本設計の内容に移ったのかということが1点です。

先ほどの一般質問の中にもありましたけれども、寮の問題につきましてはいろいろ課題がございます。基本設計では場所が基本計画とは変わったということや、将来の転用の問題など、それから設備系の給排水だとか、あるいは食堂の規模ですね、これは給食調理を含めてですけれども、寮生だけではない高校生全体の給食にも対応するというような規模になってると思うんですけども、そういった問題も含め、全般全員協議会での政策案件説明は確かにございましてそこでも1時間程度のやりとりはしておりますけれども、今後含めて実施設計の過程においても一定の中間的な説明ですとか、その場での意見交換、そういったものが私はまだまだ必要かなと思っております。

とりわけ実施設計は短期間の間に行うという説明がございました。それでその難しさから補助的にこれをよりよくするための、別の委託、知恵を借りるということでの委託が含まれております。その中で工期を短縮するとかコスト縮減するとか、そういうことを実施設計の中でも揉んでいくということでもありますけれども、同時に中間的に基本設計の説明の足りなかった部分、言い足りなかった議員の意見なども含めて、説明を要所要所で入れてくということが必要かと思っておりますので、まずその点について今の段階でありますけれども、お答えできることがあったらお答えいただきたいと思っております。

○議長（青羽雄士君） 阿部参事。

○総合教育課参事（阿部信幸君） ただいまの高木議員の御質問にお答えしたいと思います。

昨年度実施した基本計画がございまして、それから今の基本設計、大分内容変わってきているのではないかということです。当初、昨年度の基本計画の中では60人規模の寮を想定しておりました。そして建設場所につきましても、現在の希望ヶ丘寮の裏手の敷地に予定していたということでしたが、先ほど来からお話ありましたように、定員を増やすということの方向性が出て検討された中で、寮の規模も60人規模では狭いものになってしまうということから、現在の70人程度の規模の寮を検討したということです。

そうすると敷地の面積的に厳しいものがあるということから、今考えております町民運動場に場所を変更したということでございます。とは言いながらも、基本計画がありましたので基本計画の考え方をもとに、基本設計を進めてきたということは事実でございまして、基本設計の最終段階とすれば当初H型の寮のイメージだったんですが、より何ていうかね、除雪の件ですとかいろいろ考えまして、コの字型という形で基本設計を終えているところでございます。

仮に将来、寮生が少なくなったときの活用の方法ということでもお話ありまして、それにつきましても、今回6人7人8人という一つのユニット形式のものを今考えておりまして、そのユニットの中は個室があって一つのグループみたいな形で1ユニットになってるんですが、そういう中で使われなくなったときには、そのユニット単位で一般の方というか生徒じゃない方たちも入所できるよう

に考えております。また、1人部屋も用意しておりまして、そちらにも生徒以外の方が入居できる可能性はあるというふうに考えております。

食堂につきましては、建設する寮は70名程度、実際に基本設計では68になったんですけども、プラス最大で100名程度の寮生になる可能性もあるということから、100名程度に対応できる食堂ということで今考えております。給食の問題でございますけども、生徒全員の給食をそこで用意するという意味ではなく、まだ具体的には検討の結果は出ていないのですが、寮生が昼食時に、例えば寮へ帰るとか、そういうことをちょっと想定しております。ただ、それにかかる経費についてどの程度なのかということで今見積りをいただいているところなんですけど、その辺と勘案いたしまして、寮に帰って昼食をとるのか、昼食が提供できなくなった場合に別な方法での昼食の提供という方法もいくつか考えていかなければならないと考えているところでございます。

最後に、実施設計で中間的な説明報告が必要だということでお話いただきましたけども、これについては時期を見て何らか説明するような方向で考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） ありがとうございます。今お話ありましたように、いろんな意味でまだ残されている課題、詰め切れてない課題があるとお聞きしました。それともう一つは、先ほど聞くつもりだったんですけども、この間の図面の中で新築スペースと図面の中に書かれているところがありました。それについて、今後どのようなことに対応するためのスペースなのかということをお聞きしたいと思えます。

それから、さっき言った説明会を適宜っていうのは、やはりこれから詰めていく過程において、今まで不明確だった部分も明らかになっていく過程で、その状況、内容の説明を丁寧に行うことは非常に大事だと感じておりますので、ぜひその辺については忙しい中とは思いますが、臨機応変に対応していただきますよう、これは希望も含めて質問とさせていただきます。

○議長（青羽雄士君） 教育長。

○教育長（片岡辰三君） 貴重な議員の御指摘もありました。先ほどの一般質問でもありましたが、丁寧な説明っていうのは本当に大事だと思っておりますので、道教委の決定を受けてっていうその時間的タイムラグをどうやっていくかということなんですけれども、内部的にはそういった説明については、適宜議員の皆様とはやりとりをしながら進めていきたいと考えております。

それから寮の関係ですけれども、先ほども申し上げましたけど、現状の40人定員でも寮生が増えれば新寮は必要になるということで今まで進めてきました。基本設計は60だったんですけども、いろいろやる中でどうしても複数の人数で寮に入れないという子もいるというようなこと、あるいは生徒が集まらなかった場合の転用ということで、個室のようなものを設定したり、最近ではジェンダーの考えも入ってきて、そういった子の個室も必要だということで、そういう部分がちょっと増えたということで、今後転用するにしてもその増えた範囲の中ではできるということと、仮に今考えているのは今の希望ヶ丘寮もそのまま使う状況で、何とか想定する70人にしたとしても寮としてはこの新寮があればできるという判断で今進めているところでございます。

そういう中で、これからも議員の皆様には適宜政策案件等で御説明する機会を増やしていきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（青羽雄士君） 阿部参事。

○総合教育課参事（阿部信幸君） 再質問の増築スペース、建物の右側にある分は、当初、将来的に定員が70人になって、約半数の生徒が入寮するとした場合100人規模が必要だろうということで考えています。ただし先ほど申し上げたように、今回68人ということになってまして、臨時寮のほうもいっぱい生徒を収容した場合30人程度は入れるので、当面は人数が増えても臨時寮と新しく建てる新寮で対応可能かなと思っております。

ただ、この後、生徒たちの入学状況を見ながら、離れたところでの管理になるものですから、なるべく1か所に集めたいという思いはあるんですが、そういう面でプラス32人分の増築スペースとしての考えもあって基本設計を始めたものですから、ここに新しく30人の寮を建てるとすれば、増築スペースはこの位置かなということで記載させていただいているものでございます。

○議長（青羽雄士君） 4番、榊原議員。

○4番（榊原龍弥君） 同じ高校の問題なんですけれども、いくつか今までも御質問させていただいてるんですけれども、今回実施設計ということで教育長のほうにお聞きしたいんですけれども、教育長とか校長とか住民の方が思われる高校の存続にかけているという思いに関しては私も賛同しますし、その部分に対して議論を持ち込もうとは今思っておりません。

費用の問題について、やはり今10億円とか2億円とか、最終的には15億円とかになるのかもしれないんですけれども、結局町民の費用面でのコンセンサスを得られるというふうな思いがあるかどうかということについて、まず一つお聞きしたいです。10億円だと町民1人当たり20万円の費用負担みたいなことになって、15億円だと30万円1人負担するみたいな大きな金額だと思うんで、そのコンセンサスが得られる見込みがあるかどうかということ。

それから、今回実施設計から実際に施工に入る段階で、もし実施設計で出てきた見積りが想定より高い金額だった場合、このプロジェクト自体を途中でなしにする可能性あるのかどうか、この2点についてお聞かせください。

○議長（青羽雄士君） 教育長。

○教育長（片岡辰三君） まず費用面なんですけれども、寮の場合は当然寮生から一定の使用料等をとっていくということなんですけれども、通常の建物をつくって終わりではなくて、運営経費もかかりますけれども、寮生が入ることによって交付税措置とかいろんなことあって、最終的には臨時寮のところでも御説明申し上げたと思いますけれども、長いスパンで10年とか20年では減価償却というか、維持管理は十分できると考えております。

初期費用が今回新寮のほうはかなり高くなるし、当初設定していた時代から、今千歳のラピダス問題とかいろんなことで、資材・人件費が相当高くなっている実態はございますので、実際にどのぐらいになるかちょっと分かりませんが、子どもたちに説明している中で、現段階では寮をやめて生徒募集しませんということは多分できないのではないかと思います。ただ、費用が限りある中でやっていくということで、榊原議員が御心配している費用面のことは私も全く無視してるわけじゃな

いですし、常に財政のほうとも協議しながら、あるいは有利な補助金を持ってきて町の単費をできるだけ減らすというような、そういうことを考えておりますので、実際に子どもたち、今回のお祭りでも高校生が町のそういう行事に参加するというようなことで、僕は町民の皆様の御理解はいただけるんではないかなと思っています。

それと、費用によってやめるかどうかというのは、現段階ではちょっと判断できないところありますけれども、そうならないように有利な補助金、あるいは施工費を減らすような手だてがないかということは、今それぞれ担当のほうで考えたり協議しているところでございます。以上でございます。

○議長（青羽雄士君） 町長。

○町長（片山健也君） 財政面のことを補足させていただければと思います。例えば、もし10億と決めたら10億円、寮に使うとなれば、今2種類の方法を考えてます。一つは過疎債だけということで、その場合は70%国の元利償還金が入り、実負担は3億円が町の持ち出しというふうに御理解いただければと思います。それともう一つ、地方創生の拠点交付金っていうのがありまして、これがいろいろ種類あって、もし2分の1もらえるもの、これも競争率相当激しいのですが、採択になった場合は5億円、さらにその裏に過疎債が使えますので実質的な町の負担は1.5億円ということになります。どちらにしても、財政的にはきちっと維持できる、特に財政負担が大きくなるという状況ではないということになります。今まで随時償還しているもの、償還財源で過疎債が終了しているものが毎年のようにありますので、全体の中で大きく膨らんでいく要素にはならないと。地方財政っていうのはそういう仕組みであるということを一とつ御理解賜ればありがたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 榊原議員。

○4番（榊原龍弥君） 町長おっしゃることも教育長おっしゃることも分かって、別にその部分に何か噛みつきようとは思ってないんですけど、財政面がどうか将来の償還がどうかっていう問題よりも、どこからお金持ってこようと10億円使うということは変わらないと思ってるわけなんですね。それが国のお金だろうと、僕らが自分が払った税金だと思ってるわけなんです。とすると、今回やろうとしてることにかかる金額に対して、いろんな御意見があると思うんですよ。最終的に少なくとも町民の皆さんに納得いただけるようにきっちり説明していただきたいなと思っておりまして、返せるか返せないかとか、有利な借金だとかっていうよりも、みんなが負担して高校を応援してるっていう体制まで持っていかないと、ちょっと議員の立場としてやりにくいなと思っています。その辺の御説明をよろしく願いますという意味で質問しました。意見というか質問ではないんですけど。

○議長（青羽雄士君） 御意見だということですけども、何かございますか。

教育長。

○教育長（片岡辰三君） 町民全体に対して、私どもが直接語りかけることができるのは町民講座というふうに受け止めており、できるだけそういうことも増やして、直接町民の方にも語りかける取組はしていきたいと思っております。議員のおっしゃるよう、町民の御理解をいただけるような取組を進めていきたいと思っております。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

5 番、前原議員。

○5 番（前原孝植君） 同じく、5 目ニセコ高校寄宿舎整備事業債について 2 点お聞きします。1 点目は、寄宿舎が仮に建ったとして、使わないところの部屋を民間に貸すってというような案が出てたんですけども、これって前回も議題としてあったんですけど、かなり不可能に近い提案なのではないかなと考えています。大きくはセキュリティ面のことがありますので、そこを期待してしまっちはこちらとしてもできないことをできますと言われてるような感じになってしまいます。もし 10 年後、寄宿舎に 3 人、4 人しかいないってなったときに、その少人数のために暖房費から除雪費からかけるんですかっていうようなことになります。

もう 1 点なんですけども、先ほど町長がおっしゃってたような考え方が私には全く理解できなくて、ちょっと本当に喧嘩腰とかそういうことではなくて、私たち世代に借金が及ぶんです。たとえそれが 10 億だろうが 100 億だろうが 1,000 億だろうが同じなんです。国から補助金が出るとなったとしても、日本国の一つの財布から出るんですよ。それに対しては私たちが払っていかなきゃいけないんです。その積み重ねが今の日本の重税なんです。この重税で寄宿舎が建った場合、本来必要な人たちに回らないお金が出てくるんです。現状の子どもたち、次世代の暮らし、どんなことか御存じですか。東京新宿、東横キッズ、東横の下で女性の未成年者が体打って薬使って生活してるんです。それが 5 年前、3 年前には渋谷まで来てます。その流れが最近では大阪の道頓堀の下、グリコのあそこでグリ下キッズって体売って女の子が、未成年ですよ、薬打って。それぐらい次世代の人たちって結構重税だったりとか、大変なんですよ。なので私は、これを建てるに当たってしっかりした議論をしたいです。財源が確実にあるかどうかを確認したいんです。議員として議員の仕事なので責務なので、それが最重要なので。私がお伝えしてんのは、可決するために材料をくださいとお伝えしてるんです。反対するために質問してるんじゃないんです。起債計画はいただきましたが、私がお願いしたのは起債の返済計画を見せてほしいんです。あれだけの起債計画を実行してしまえば、起債の返済、公債費のピークがありますよね。実質公債比率と経常収支比率、これを出してくださいと。今じゃなくて、ピークのときにこれだけの数字だから安全ですよっていうことを知りたいんです。その数字に関しては、ニセコ町の標準財政規模の数字をベースに出せるでしょうと。それを出していただけないと安心して可決できないんです。もしこれを数字を見ずに可決してしまったら、私たち議員の仕事ではなくなるからです。それ可能でしょうか。

○議長（青羽雄士君） 町長。

○町長（片山健也君） まず 1 点、日本社会の地方財政制度自体をぜひまた。ここでは累々する時間ないので言いませんけど、その財政制度に基づいて日本で財政計画ってつくります。これは骨太の方針として毎年つくります。その中で地方で使う過疎債、あるいは地方創生の交付金はいくらって予算を決めます。これは基本的に奪い合いです。ニセコ町が使っても使わなくても使われるものです。残るってことは基本的にありませんので、出てきたものを正直言って何ぼやるかということで、基本的にはもう全額使われます。うちが使わないと決めても、どこかの町で使うっていう制度です。

それと日本の地方財政制度、ご承知のこととを思いますけど、標準財政規模に基づいて入ってくる税収との差額の 75%、足りない分の 75%を地方交付税応援するという日本の制度になっていて、そ

これは最低限の町、道路をつくったり学校をつくったり、例えばこういうもの、いろいろ建物つくるのは一切加味されない。最低の数字が基本的に標準財政規模ということだと御理解いただけると思います。したがって、東京都のように税収がいっぱいあるところは交付税をもらわずに割と自由に使えますけど、そもそも最低のものしか来ない町は国の制度に基づいて借金をしてください。その代わり国としては、人口が少ない過疎地は辺地債、辺地債は8割、国が元利償還の面倒みます、過疎地域は7割みますよと。だから、借金をして道路だとか施設整備してくださいねっていうのが今の地方財政制度ですので、その点ぜひ理解いただきたい。我々が使わないから国の予算がどっかに行くっていう話では全くありません。

町民センターをつくる時に東日本大震災がありました。毎晩のように津波の状況来てます。そのとき5億円近い国の補助金をもらってやろうとしてましたけど、町民の皆さんから出た意見はニセコ町みんな我慢しよう、町民センターつくるより被災地にその分回してもらえ、それはもう痛いほど分かります。そのとおりなんです。しかし国の制度として、ニセコ町が使わなかったからそれが被災地にまわるとか、国がその分余って何かに使えるとか、そういう地方財政の仕組みにはなっていないということをぜひ御理解いただきたいと思います。

それから、議員がおっしゃった標準財政規模に基づいて、それはいくらでも出せます。ただ、その標準財政規模は毎年億単位で伸びてます。それをどう見るかによって全然数値は変わってきます。今人口が増えれば増えただけ標準財政規模は上がってきます。それを万度にどう見るかっていう話です。それを今想定して、今の標準財政規模ってあり得ないので税収が膨らみます。人口も膨らみます。そうすると標準財政規模も膨らんでいきますので、それは想定としてお出しすることはいくらでも可能ですので、公表して何も困ること全くありませんので、必要があればよろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 総務課長。

○総務課長（福村一広君） 前原議員の御質問にちょっと補足させていただきたいと思います。見たいというお話で、先般令和6年度起債計画に基づくシミュレーションをお出しし、議員の皆様へ説明させていただいております。令和12年度までの起債返済計画については既にお示しさせていただいたと思います。それと、6ページの文章を読んでもらったかどうか分かりませんが、最大ピークは予定では令和14年度になりまして、今の起債のペースですけど、最大で15%程度になるということに記載させていただいております。それについては今回の寮についても入った数字でございまして、14年度にピークを迎えるという試算で今のところシミュレーションしております。早期健全化基準は25%ですから、それよりもさらに10%低い状況では推移するのではないかと、あくまでもシミュレーションですが、一応それについては先般お示しをさせていただいたところでございます。

○議長（青羽雄士君） 阿部参事。

○総合教育課参事（阿部信幸君） 先ほど申し上げましたように、ユニット形式にして管理していくということで考えているのですが、そのユニットに入るまでに1回セキュリティがあって、部屋に入るのにもセキュリティをかける、鍵をかけている状況です。先ほどのように極端な話として生徒3人で、他が一般の人っていうことまでは想定はしてないんですけども、生徒の中に一部民間に貸し出す

というか、誰でも入っていいというようなイメージではなく、例えば地域おこし協力隊とか、例えば短期的に研修にこられる方が宿がないときにそこが空いてれば入れたりとかということで、男女比の問題もございまして、セキュリティに関してはがっちりかけられるようにしたいと思います。また、想定していなかったような状況が万が一起こるようであれば、それはその都度また考えていきたいと考えております。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5 番（前原孝植君） 御返答ありがとうございます。質問じゃないんですけど、一言だけお伝えしたいんですけども、実際 25%まではいかないっていう話なんですけども、15%までいってなるとやはり借金の返済をどこから出すのかっていうところを詰めなきゃいけない。それがさっきおっしゃったように扶助費から出すのか人件費から出すのか、そういったところを御指摘していただかなければ困りますよっていうところなんです。今回寄宿舍の件なのでこれ以上詰めませんけども、こういった議論を多々やるのに最低あと 1 年欲しいというのが議員の立場の意見です。1 年間しっかり膝突き合わせて、ああでもないこうでもないと言って、町民に出しても恥ずかしくないような議論をして、そして寄宿舍を建てたいなっていう思いでございます。そうでないと、改革に対して急ピッチでやるっていうことになっては、必ず事故が起こります。必ず無駄な予算がかかります。それを議会側が承認したからつくったんだよって言われたら、私たちもたまったもんじゃないんですよ。なので、私たちとしても仕事として議論する 1 年間でくださいと頭を下げてお願いしたい限りでございます。お願いします。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

9 番、篠原議員。

○9 番（篠原正男君） 何点かお伺いします。最初に、13 ページの自治振興費、負担金補助及び交付金の集会場災害等復旧費補助 40 万計上しておりますけども、この根拠は何なのかお知らせください。

それと企画費の 18 節負担金補助及び交付金の光基盤整備負担金 121 万円。説明では西富団地に今まで光ファイバーが敷設されていないということで、長年の懸案だった事項がこれで解消されるということですが、この扱いとしては、N T T かその光回線の業者の持ち物として利用者が使っていくのか、そうではなくて、過去にあったようなニセコ町が線を保有して進めるのか、その辺はどうなるのかということ。長年この話は地域の要望としてあがっていたということで、確かに一気に解決されるのはうれしいことなんですけども、なぜこれまで長く時間がかかったのかと。町長も十分御承知のことと思いますけども、毎年毎年のまちづくり懇談会において話題にならないことがないような状況でずっと続いてきたと。それが今回急にこのようにできたその経過はどういうことだったのか。また、例えばこれまで線がないことによって、別の方法で W i - F i 等の措置をとった世帯もあるように伺ってますけども、今回このような事業化の予算が通る、めどが立つということに対して、なるべく早く住民に対して周知すべきだろうと考えますが、その辺についてお答えいただきたいと思えます。

最後に、先ほど来から話題となっております 20 ページの寄宿舍整備に関わってなんですけど、私が 1 番疑問に思っているのは、現在の希望ヶ丘寮をベースから外して、全く新しいものについていう発想

は確かに分かるんですけども、その説明が老朽化であったり、また別な方法に活用する検討も必要なんだと、説明が2転3転しているやに私は受け取っております。ですから、本来であれば老朽化であれば一定程度の応急処置、もしくは対応をしてですね、改修などして使えるものは使っていくというのが原則じゃないか。それを軸にして施設をつくって学校づくりをしていくということが先ではないかなと思うんですけども、その点はどのような経過をもって、この計画に至ったのかということ。

それと、今もう実施設計の話をしていると。先ほど来同僚議員から心配の旨の質問があった中には、実施設計をしつつ、なおかつ説明と意見交換、それから万が一修正おかしいと思ったらその修正ができる。そこまで含んで進めていけるのかどうか。そういう覚悟を持って今回予算を上げてるのかどうかということをもっとお伺いしたい。というのは、確かに議会として説明は今まであった部分もありますが、それとて膝突き合わせてこれはどうなんだ、あれはどうなんだというようなしっかりとした話合いのもとに、次が生まれてくるという過程を踏んでいないと私は考えています。ですから、今回の実施設計もこの予算がもし通ってしまえば時間がない中でやっていく。だからもう仕方ない、どんどん進んでいこうということであれば、本末転倒になってしまうと私はそう考えております。ですから、教育委員会としてこの事業を行うにあたり、しっかりとした説明責任を果たすとともに、短期間であっても変更が可能というぐらいの幅を持った中でお互い進んでいく、そんな気持ち・姿勢を示さない限り、大変厳しい状況を考えざるを得ないなと思っております。その辺についての考え方を伺いしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 富永課長。

○町民生活課長（富永匡君） 篠原議員の御質問にお答えいたします。根拠ということなんですけども、これにつきましては、まず対象のものということで、火災や地震等によって被災した自治会等の所有する集会所の早期復旧を目指すということで出します。それでそのための要綱の制定をしまして、かかった経費の3分の2以内ということで今回の40万を出しています。内訳としましては、想定されてるといふか、この対象となる集会所は皆様御存じだと思いますが、宮田地区のところになります。見積りでは電気設備16万5,000円、窓22万5,280円、屋根外壁等の外回りの部分20万9,520円で計60万円。その3分の2ということで40万円の補助ということで予算計上させていただいてます。

○議長（青羽雄士君） 副町長。

○副町長（山本契太君） 西富の光基盤の関係でございますが、整備した場合の光回線の管理・所有ということについては、これはNTTのほうになります。時間が長かったということでございますが、数年前にNTTにニセコ町が保有する光回線を全て移管をしたという中で、基本的にはそれは今も変わりませんが、民間経営の中で実施していただくということが基本だということでやらせていただいています。西富の部分については、これはちょっと推察も入りますが、人数の関係等からNTTとしては光回線が引ける場所ではないという長年そのような見解のあった場所ということなんですけども、これまでの交渉の中で町のほうがある程度支援をするという形の中で、光回線を引けるというような座組を組んで、それが実現するという今の状況でございます。時間が長かったということに関しては、お詫び申し上げなければならないところもありますが、官から民へ移動になった

関係上その部分での移行に時間がかかったということでございます。

住民周知に関しては、ちょっと私のほうで趣旨・意図を分かり兼ねているところもあるんですが、こういう部分については基本的には変わらず、民間主導で実施していただくということを交渉しつつ、状況に応じてはやはりそこを支援していくということの場所も出るかとは思いますが、それを現状で今住民周知するということでは考えてございません。

(何事か声あり)

すいません、何かやっぱり勘違いしてたようで、西富団地の方に周知するかどうかということであれば、それは早速周知しなきゃならないということでさせていただこうと存じます。

○議長（青羽雄士君） 教育長。

○教育長（片岡辰三君） 篠原議員の御質問にお答えしたいと思います。当初説明していた部分と変わっているのはあります。実際に設置場所が変わった段階においては、H型の構造からコの字型に変わったというのは、公営住宅があるのでそこと一体的にうまく共用できるほうがいいんじゃないかとか、住民にも開かれたような寮をつていうような意見もあって、そういうので変わってきたところでございます。

実施設計に関わっても、私としては基本的には一部修正ということは議員の皆さんと議論していきたいと思いますが、基本設計が出た後駆体全体を大きく変えるっていうようなことについてはなかなか厳しいとは思いますが。できるだけ議員の皆さんと十分意見交流する中で、変えられるところは変える、そういうつもりで実施設計のほうも進めていきたいと思っています。そういう意味で、議員の皆様はもちろんですが、町民の皆様含めても町民講座等で広くそういう機会を増やしていくということを私自身は考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いたしたいと思っております。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○9番（篠原正男君） すいません。今現在使っている希望ヶ丘寮を廃止することに対して、何ら説明がございませんでしたが。

○議長（青羽雄士君） 教育長。

○教育長（片岡辰三君） 希望ヶ丘寮につきましては、廃止するという考えはございません。当初、希望ヶ丘寮を使って、新寮と希望ヶ丘寮で増えたとしても100人規模ということで考えていました。臨時寮は職員のためという流れと、一部生徒がいた場合には使うという流れで、臨時寮をうまく活用しようという中で、希望ヶ丘寮自身も今後本当に使えるかどうかの基本的なチェックをしてもらった中で、まだまだ使えるという部分はありました。ただ、厨房施設がかなり古いということと、現在調理している方から、今後別の方が変わったときにこういう古い、衛生的に十分でない寮では機能的に結構厳しいかもしれませんとのことでした。そういうようなこともあって、今は臨時寮で少し多めにみようというふうには考えています。希望ヶ丘寮自身は、大学生とかいろんな意味で、今ニセコ町としてはそういう学生用のリーズナブルな受入れ施設っていうのがあまりないので、できるだけそういうような活用とか、希望ヶ丘寮自体は廃止という考えはございませんので、今後も使える部分は使っていきたいと考えてございます。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○9 番（篠原正男君） 前段の集会場の補修等の補助ですけれども、要綱等をつくって執行するというところでございますので、この点は了解いたしました。ただ、今回の適用になる部分については修繕に関わっては集会施設ということでの理解でよろしいかどうかその点をまず1点お伺いしたいと。先にそれ答えてもらっていいですか。

○議長（青羽雄士君） 富永課長。

○町民生活課長（富永匡君） 集会施設ということにしております。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○9 番（篠原正男君） それから寮の関係ですけれども、どうも私の理解とは随分違ってて申し訳なかったんですけども、説明の中で最初に受けたのは老朽化により希望ヶ丘寮が使えないから、別のところに新しいものをつくるというのがスタートでした。そしてなおかつ前回の全員協議会における説明会においては、希望ヶ丘寮の今後の使い方等については、様々な検討を加えていくというようなお話だったもんですから、その辺の流れが随分と変わってきているのかなと思っておりました。いずれにしても、もうここまでできてしまっただけで今さらということになってしまうんですけども、やっぱり町の姿勢として、やはり使えるものは徹底的に使って、もしくはさらにそれにつけ加えて発展させていく施設というような意味合いを私は持つべきだったというふうに思います。

これまでニセコ中学校やニセコ小学校なども、単純につくり変えればよいというものを、そうではなくて今まであったものを生かしつつ新たな付加価値をつくって使っていくというようなポリシーを持って進めてきたということを経験すれば、そういうものがあってしかるべきじゃないかなというような感じをいたしております。その点についてまず何かあればお伺いしたいのと、大変苦しい思いをされる職員の方、教育委員会の委員さんを含めて大変苦しい時期を今迎えられているんだなと思っております。ただ、時間がない中でどれだけしっかりと密度の濃い作業を進めていけるかというあたりの覚悟を示していただきたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 教育長。

○教育長（片岡辰三君） 篠原議員御指摘のように、他の議員の方もそういう感じだということは私も意識してございます。令和8年度から定員も増える、寮のほうもそれに合わせてということでもありますので、十分その辺りは議論を進めていきたいと思っております。時間がない中で、どれだけ具体的に意見交換ができるかという部分は、私どもも積極的にしていきたいというふうに思います。実際の施工とかそういう段階になれば、我々の想定外、世間的にはラピダスの影響等でいろんなことが出てきているのは十分承知していますので、そういうことも含め、また、十分御理解いただく中で進めていきたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（青羽雄士君） 町長。

○町長（片山健也君） 町として使えるものは大事ということで、篠原議員おっしゃるとおりで、我々SDGSを進めていったり、それからこれまでも廃棄物をできるだけ出さないようにしようということで、体育館に横にある団地もブロックの建物は壊さなくちゃならないという国土交通省の規定をお願いして、日本で初めて2戸を1戸にする実験としてやらせていただいて、それが今全国に普及

して新たな制度になったということもありますので、ぜひ使えるものは大事に、持続できるよう十分配慮してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

5 番、前原議員。

○5 番（前原孝植君） 今回の寄宿舎の件に関して反対させていただきます。

教育長からの事務的ミスはなかったという答弁に対して、私は不信感を覚えています。榊原議員の指摘どおり、もしこれが 20 億になったとしても建てるというような話の内容の返答もあり、本当にこれは議論の余地なし。1 年の議論をするために、本来どおり来年度の本予算で上げてきてください。補正予算でやる金額ではございません。

○議長（青羽雄士君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

8 番、木下議員。

○8 番（木下裕三君） 本定例会に上程された議案第 5 号 令和 6 年度一般会計補正予算において、賛成の立場で討論いたします。

今回の補正予算の中で、ニセコ高校が令和 8 年度から全日制総合学科に転換するに伴い、1 学年 70 名となることで大幅に寮生が増えることが想定され、その際に遠方からの生徒を受けるための新寮の建設に関して、このたび 4,300 万円、実施設計も含めてですね、が計上されております。5、6 年前に入学者が 1 桁になったこともあり、高校の存続もささやかれた時期もありました。しかし、昨年は定員を超える応募があって、また、令和 8 年度からの全日制総合学科への転換に伴い、町内外から非常に高い関心が示されていると聞いております。今ニセコは日本だけではなく、海外からも注目を浴びるリゾート地になりましたが、人手不足が深刻している中で、新たなまちづくりの担い手がこのニセコ町で育っていくことは、未来への投資となり得ると思っております。

また、8 月に行われた政策案件説明会の中で、想定事業費 12 億円というふうに進めると伺っております。例えば利子が 1%、1 億と想定しますと計 13 億の償還となりますが、過疎債を適用するという事を考えますと、一般財源の負担額は 3 億 9,000 万円くらいになると考えられます。政策関係の説明においても、例えば寮費を月額 5 万円に仮定してシミュレーションを行っているという話もありました。仮にその半分となる 2 万 5,000 円を住居費に充てるとすれば、定員 68 名と仮定して年額約 2,000 万円の歳入が見込まれることとなります。これを用いて一般財源である 3 億 9,000 万円の改修年限を計算しますと、大体 20 年でペイすること、簡易試算でありますけども、判断できます。また先ほど町長もおっしゃっていましたが、今回の新寄宿舎の建設費に対して交付金獲得に向けた検討を進めていると伺っており、今後さらなる負担軽減も考えられます。

今回の令和 8 年度からのニセコ高校の全日制総合学科への転換においては、相当な速さで進んできたため、様々なこと事務的なこと等が後手に回っていることは否めません。しかし、改革にはスピード感が重要で、このスケジュールを緩めたり、先延ばししたりすることは適切ではないと考えており

ます。

よって、議員各位におかれましてもこの趣旨を御理解いただいた上で、今回の補正予算に関しまして御賛同いただけますようよろしくお願いいたします。

以上、賛成討論を終わります。

○議長（青羽雄士君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

3番、高木議員。

○3番（高木直良君） 私のほうからも、寮の実施設計を含む補正予算に賛成の立場で討論をいたします。

新寮建設に向けての実施設計予算案について先ほど質疑を行いましたように、種々の課題が残されていると思います。しかし、希望ヶ丘寮の建替え問題はニセコ高校の存続、つまり地域外からの生徒数確保が必要という視点からは、2020年から有識者も入れた検討が始まり、2021年には町民参加の意見交換も行われ、私も参加したことがございます。つまり、総合学科への学科転換確定以前から、この寮の問題に関しては検討が始まっていたと。そういう課題でもあります。

2022年にはニセコ町立北海道ニセコ高校学校魅力化検討委員会が立ち上げられ、寮に関する専門委員会も位置づけられ、いずれも公開の場で議論がされてまいりました。2022年5月の全員協議会では、委員会組織の要綱など内容について説明がありました。私はそれを受けておりますし、資料も残っております。1年間かけて魅力化検討委員会では、先行事例の視察や近隣高校の教育課程との比較など研究はされ、町民講座も行われてまいりました。そして2023年2月に、総合学科への転換、これは検討委員会の中で決めております。それを受けて2023年度の3月に教育長が行った執行方針の中では、このことを反映させて総合学科への学科転換、そして新たな視点を持つ寮の計画を進めるということが明らかにされていたわけです。

しかし一方で、全日制への転換や学校規模の見直しについては、今年度2024年度の教育執行方針で表明され、4月22日の全員協議会でニセコ高校新寮の検討についてということが示されたわけです。この段階では臨時寮の件はありませんでした。臨時寮の件は先ほども意見がありましたように、6月定例会の補正予算で出てきたということでもありますので、これはやはり唐突感があったということとは否めない、そういう事実があります。

また、今回実施設計にあたってはE C I方式によって行いますけれども、この間説明がありましたように実施設計と同時に建築申請、デジタル田園都市、先ほど御説明があった地方創生拠点タイプの補助金の申請のスケジュールも全部ぎゅっと詰まった非常にタイトな中で、短期間に終了させるということでもあります。そこで先ほどから議論がありますし、私も質問したように、このような状況であるからこそ今後の経緯の透明性、それから各方面からの意見聴取が非常に大事になるというふうに考えます。それは本当に短い中でのことですので、大変かと思えます。

したがって、私は前述のような不十分さや困難性というものを認めながら、総合学科への転換その

ものの優位性を生かすということであれば、提案通り全日制で2間口、そして教員体制を整えるということが大事ですし、生徒が増加することに対応するためには寮の整備が欠かせない、そういう案件だと判断いたします。

最後に、こうした困難な条件が重なる中であっても、その実現に向けて邁進されている関係職員の皆さんに対する敬意を表して賛成意見とさせていただきます。

○議長（青羽雄士君） これをもって討論を終了します。

これより、議案第5号 令和6年度ニセコ町一般会計補正予算の件を、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（青羽雄士君） この際、議事の都合により午後2時45分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時45分

○議長（青羽雄士君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第9 議案第6号

○議長（青羽雄士君） 日程第9、議案第6号 令和6年度ニセコ町簡易水道事業会計補正予算の件を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第6号 令和6年度ニセコ町簡易水道事業会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第7号

○議長(青羽雄士君) 日程第10、議案第7号 令和6年度ニセコ町公共下水道事業会計補正予算の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第7号 令和6年度ニセコ町公共下水道事業会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第8号

○議長(青羽雄士君) 日程第11、議案第8号 令和6年度ニセコ町一般会計補正予算の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長(山本契太君) それでは議案の1ページをお開きいただきたいと思います。

日程第11、議案第8号 令和6年度ニセコ町一般会計補正予算について。

令和6年度ニセコ町一般会計補正予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,056万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ73億1,419万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

令和6年9月13日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページ、第1表 歳入歳出予算補正でございますが、ここから4ページまでについては、記載のとおりでございます。

5ページ、こちらが歳入歳出予算補正の事項別明細書の総括の歳出でございますが、今回の歳出の補正額は1,056万5,000円でございます。これの財源につきましては、国道の支出金が495万円、それから一般財源が561万5,000円という内訳になってございます。

まずは8ページの歳出をお開きいただきたいと存じます。2款1項6目企画費、18節のまちづくりサポート事業補助50万円。町民の主体的なまちづくり活動を支援しているまちづくりサポート事業補助について、当初予算で2件、40万円を見込んでございましたが、既に3件の申請があり交付を決定しております。また、今後4件目の申請が予定されるということ、及び、今後の新たな申請にも対応するため、50万円の増額補正をいたしたいということで補正をさせていただいたものでございます。

続きまして9ページ、右欄の上から4行目、ニセコ小学校自家消費型太陽光発電設計等業務委託料990万円の補正です。今年度、ニセコ小学校の生徒が使用する各教室には、暑い時期に間に合うようにエアコンの設置をいたしました。ただし、このままでは電力供給量がぎりぎりの状況で、次年度以降職員室などにエアコンを設置する際にキュービクルの改修が必要なため、設計費を補正するものです。あわせて、ニセコ小学校における電力需要に合わせた再生可能エネルギーの設備導入、これは太陽光発電でございますが、こちらに向けた設計及び省エネルギー設備の導入、窓サッシなどの断熱改修に向けた調査・設計を行います。財源として北海道の新エネルギー設計支援事業事業補助金の採択通知を受けたことから、補正予算を計上させていただくところでございます。

その下、高等学校費でございますが、日本学校農業クラブ全国大会生徒派遣事業補助16万5,000円。こちらは8月7日に行われた日本学校農業クラブ全道技術競技大会においてニセコ高校生1名が優秀賞を納め収めたことによりまして、岩手県で開催される全国大会へ出場するということとなりました。そのため、生徒1名と引率教諭1名の旅費、それから負担金等の必要経費を補正いたします。ちなみに、当該競技は肥料の成分、それから食品製造、食生活や環境など農業や生活に関する知識を競うという競技でございました。

続いて6ページにお戻りいただきまして、歳入でございます。今回の補正はまず16款2項6目教育費道補助金の新エネルギー設計支援事業事業費補助金495万円の歳入補正でございます。歳出で御説明した次年度以降のエアコン増設に対応した小学校のキュービクル改修並びに太陽光を導入、窓サッシ等の断熱改修に向けた調査・設計の費用に充当いたします。

それから、次のページの7ページでございます。20款1項1目1節の前年度繰越金として561万5,000円を補正いたします。これにより、留保財源の残額については5,386万5,000円となります。

なお、今回の補正の概要、それから今回の補正に伴う全会計の総括などは、ファイルタイトル201-2、補正予算資料No.3にまとめてございますので、御審議の参考にしていただきたいと思います。と存じます。

議案第 8 号の説明は以上でございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、議案第 8 号 令和 6 年度ニセコ町一般会計補正予算の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

5 番、前原議員。

○5 番（前原孝植君） 9 ページ。教育諸費の委託料、ニセコ小学校児童近消費型太陽光発電設計等業務委託料。こちらはどちらの業者かっていうのは出てますでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 淵野課長。

○総合教育課長（淵野伸隆君） ただいまの御質問にお答えいたします。

見積りについては株式会社ニセコまちよりいただいているところでございます。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第 8 号 令和 6 年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 12 議案第 9 号

○議長（青羽雄士君） 日程第 12、議案第 9 号 ニセコ町副町長の選任についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、片山健也君。

○町長（片山健也君） それでは、日程第 12 号、議案第 9 号の御説明をさせていただきます。議案 2 ページ目でございます。

議案第 9 号 ニセコ町副町長の選任について。

ニセコ町副町長に下記の者を選任したいので、地方自治法第 162 条の規定により議会の同意を求めらる。

住所、虻田郡ニセコ町、氏名、山本契太。

令和 6 年 9 月 13 日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページめくっていただきますと、山本氏の略歴、それから学歴、職歴を記載させていただいております。これまで御承知のとおり、副町長として誠実に職務を邁進していただいているところでありまして、このたび任期が来るといふことで再任の提案をさせていただきたいと思っております。公職歴としましてはそこに記載のとおりでありまして、町内におきましては株式会社ニセコリゾート観光協会の取締役、株式会社キラットニセコ取締役等を務めているところでありまして。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、議案第 9 号 ニセコ町副町長の選任についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第 9 号 ニセコ町副町長の選任についての件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

◎日程第 13 議員派遣の件について

○議長（青羽雄士君） 日程第 13、議員派遣の件についての件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件は、御手元に配付したとおり派遣することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は御手元に配りましたとおり派遣することに決しました。

◎日程第14 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（青羽雄士君） 日程第14、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題とします。

議会運営委員長より御手元に配付したとおり、会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

◎日程第1 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（青羽雄士君） 日程第15、閉会中の継続審査の申し出についての件を議題とします。

決算特別委員長より御手元に配付したとおり、会議規則第74条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お謀りします。決算特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（青羽雄士君） 以上をもって、今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これにて、令和6年第6回ニセコ町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午後2時58分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 青 羽 雄 士 (原本自署)

署 名 議 員 高 瀬 浩 樹 (原本自署)

署 名 議 員 大 野 幹 哉 (原本自署)